

大学機関別認証評価

自己評価書

令和元年 6 月

岐阜大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	14
領域 2	内部質保証に関する基準	21
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	34
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	42
領域 5	学生の受入に関する基準	53
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	57
	教育研究上の基本組織	
	教育学部	58
	地域科学部学部	70
	医学部医学科	82
	医学部看護学科	95
	工学部	106
	応用生物科学部	117
	教育学研究科	130
	地域科学部研究科	142

医学系研究科医科学専攻		154
医学系研究科看護学専攻		165
工学研究科		176
自然科学技術研究科		188
共同獣医学研究科		200
連合農学研究科	 農	210
連合創薬医療情報研究科		222
教育推進・学生支援機構		234
応用生物科学研究科（募集停止）		245
連合獣医学研究科（募集停止）	 獣	255

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 岐阜大学
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部、地域科学部、医学部、工学部、応用生物科学部
大学院課程	教育学研究科、地域科学研究科、医学系研究科、工学研究科、自然科学技術研究科、共同獣医学研究科、連合農学研究科、連合創薬医療情報研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和元年5月1日現在）

学生数	学部：5673 人、大学院：1668 人
教員数	専任教員数：747 人、助手数：1 人

2 大学等の目的

【大学の沿革】

本学は昭和 24 年に発足した新制大学である。

学部については、明治 6 年に設立された師範研習学校を前身とする「教育学部」、明治 8 年に設立された岐阜県公立病院附属医学校を前身とする「医学部」、昭和 17 年に設立された岐阜県立高等工業学校を前身とする「工学部」、大正 12 年に設立された岐阜高等農林学校を前身とする「応用生物科学部」及び平成 8 年の教養部廃止後に設置した「地域科学部」の計 5 学部により構成している。中でも、中部地区において唯一獣医学専門教育を行っている応用生物科学部では、平成 25 年度に鳥取大学との共同獣医学科を設置し、高度で実践的な知識・技能を有する獣医師を養成している。

大学院については、各学部を基礎とする 4 研究科と本学を基幹校とする 2 研究科（連合大学院）に加え、平成 29 年 4 月に工学研究科（博士前期課程）と応用生物科学研究科（修士課程）並びに医学系研究科再生医科学専攻（博士前期課程）の再編・整備により新設した「自然科学技術研究科」（修士課程）、平成 31 年 4 月に連合獣医学研究科の廃止に伴い新設した鳥取大学との「共同獣医学研究科」の計 8 研究科により構成している。

また、平成 31 年 4 月には「工学研究科」（博士課程）、「自然科学技術研究科」（修士課程）及び「連合農学研究科」（博士課程）において、国際連携専攻を設置した。

【参考】「大学の沿革」<https://www.gifu-u.ac.jp/about/overview/history.html>

「自然科学技術研究科の設置」<http://www.eng.gifu-u.ac.jp/masterannouncement201607.pdf>

「共同獣医学研究科の設置」 <http://www.abios.gifu-u.ac.jp/undergraduate/veterinary/guraduate-vetarinary.html>

「国際連携専攻の設置」 <https://www.gifu-u.ac.jp/international/office/jdprogramplan.html>

「工学研究科（博士課程）の改組」 <http://www.eng.gifu-u.ac.jp/gifuengdoctoannouncement.html>

【大学の理念と目標】 本学は、以下の理念と目標を設定し、その下に「岐阜大学の憲章」として、学生、教員、社会貢献及び大学運営の各分野について定めるとともに、「岐阜大学の基本戦略」として、各憲章に即した行動を促すため、教育、研究、社会貢献、附属病院・附属学校、運営及び国際化の各分野について定めている。

○ 理念 岐阜の地は、清流の国と称される豊かな自然に恵まれ、東西文化が接触する地理的条件や歴史的な背景による多様な文化と技術を創造し、伝承してきた。岐阜大学は、岐阜の地のこのような特性を継承するとともに、「人が育つ場所」という風土の中で「学び、究め、貢献する」人材を社会に提供する。そして法人自体も「学び、究め、貢献する」地域にとけこむ大学であるべきことを理念とする。

岐阜大学は、全ての学部・研究科が1つのキャンパスにある特徴を教育・研究の両面に活かし、特に、高度な専門職業人の養成に主眼を置いた教育、教育の基盤としての質の高い研究、地域に根ざした国際化を展開する。さらに、これらの成果を地域還元することなどにより、地域社会の活性化の中核的拠点として、地方創生の一翼を担う。

○ 目標 （教 育）岐阜大学は、学生の主体的な学びを推進し、教育の質保証システムを充実させ、高度な専門職業人の養成と地域単位での Teach for Communities を実現する。理工系の大学院修士課程に、デザイン思考の教育を導入し、リベラルアーツに関する共通教育を重点的に行うことによってイノベーションを支える人材の養成を強く進める。また、国際水準の医学教育開発の推進などに重点的に取り組む。

（研 究）岐阜大学は、教育の基盤としての質の高い研究活動をそれぞれの分野で着実に実践する。その中でも本学の強みである生命科学分野、環境科学分野、ものづくり分野における岐阜大学の独創的な研究領域の先進的研究拠点形成を目指し、その成果を社会に還元する。

（国 際 化）岐阜大学は、地域に根ざした国際化と成果の地域還元によってグローバル化を実現する。多文化共生型による国際教養コースの設置、日本人学生と留学生の混在型教育の充実、留学生の組織化や就職支援の充実など、国際化につながる施策を推進する。

（社会貢献）岐阜大学は、地域志向を重視した教育、研究を実践し、国際化を推進することにより地域社会を支える。特に「地」×「知」の拠点（COC）整備事業は、県内外の他大学、自治体、地元企業等との連携を拡大した COC コンソーシアムを形成することにより、地方創生推進事業への取り組みを一層量的に増

大、質的に深化させる。また、大学病院を中心とした地域における高度医療拠点機能のさらなる充実、岐阜県と連携した地域社会への貢献事業を推進する。

【参考】「岐阜大学の理念と目標」 <https://www.gifu-u.ac.jp/about/aims/aims.html>

「岐阜大学の憲章」 <https://www.gifu-u.ac.jp/about/aims/charter.html>

「岐阜大学の基本戦略」 https://www.gifu-u.ac.jp/about/aims/b_strategies.html

【学士課程の目的】 本学は、地域における学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、学術文化の発展と交流を担うとともに、広く知識を授け、優れた知的・道徳的・応用的能力を持ち、自立した専門的能力を有する人材の育成を行い、もって学術文化の向上と豊かで安全な人間社会の発展に貢献することを目的としている（岐阜大学学則 第2条）。

各学部においては、「岐阜大学学則」に定める学士課程の目的を基礎にして、さらにそれぞれの特性に応じた教育研究上の目的を各学部規程等で定めている。

【学部の目的及び学科・課程の構成】

教育学部

○教育学部は、平和で豊かな未来を希求する子どもたちの教育を担う学校教員及び教育関係者を養成する学部であり、地域・国・世界の教育と福祉に貢献しうる豊かな人間性と幅広い教養、深い知性と洞察力を持ち、これまでに蓄積された知識を批判的に継承しつつ自ら課題を設定し創造的に解決できる専門的能力を備えた人材の育成を目的とする（岐阜大学教育学部規程 第1条の2）。

○学校教育教員養成課程、特別支援学校教員養成課程（岐阜大学学則 第3条、岐阜大学教育学部規程 第3条）

学校教育教員養成課程	深い人間理解にもとづく豊かな人間性、日々変化する時代に求められる教育及び教科に関する専門的知識と技能、並びに幅広い教育実践力を備えた教員の養成を目的とする。
特別支援学校教員養成課程	学校教育の専門性を基礎にした豊かな人間性と、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に関する専門的知識・教育実践力を備えた教員の養成を目的とする。

地域科学部

○地域科学部は、人文科学、社会科学及び自然科学の諸専門領域の基盤的研究を維持強化しつつ学際的に協同させることにより、地域概念の多様性を学術文化的に広く探究する。専門的知見と併せて、人間や社会に対する深い洞察力と的確な判断力を備え、より良い地域社会の構築を目指す教育研究を行う（岐阜大学地域科学部規程 第1条の2）。

○地域政策学科、地域文化学科（岐阜大学学則 第3条、岐阜大学地域科学部規程 第1条の2第2項）

地域政策学科	主に社会科学と自然科学の協同により、自然環境を含んだ地域社会の構造的把握と分析そして政策形成の能力の習得を関連づける教育研究を行い、持続可能な社会を展望しつつより良い地域社会の構築を提言できる人材の育成を目指す。
地域文化学科	主に人文科学と社会科学の協同により、人間社会における思想や文化的表現、及び歴史的経験や行動などの規範と原理を分析し把握する教育研究を行い、人間社会に関する的確で深い洞察力を備え、社会が抱える多様な課題の解決を展望できる人材の育成を目指す。

医学部

○医学部は、医学の基礎と高度な専門知識・技能及び態度を教授することにより、人間、自然、社会に対する豊かな感性と洞察力を持って、世界と地域の医学・医療の発展に貢献できる優れた医療人及び医療系研究者を育成することを目的とする（岐阜大学医学部規程 第1条の2）。

○医学科、看護学科（岐阜大学学則 第3条、岐阜大学医学部規程 第1条の2第2項）

医学科	医療・医学の専門職として必要な知識・技能・態度・判断力・問題解決力及び生涯学習する姿勢を教育し、地域と世界の医療・医学の発展に貢献できる医師と医学研究者を育成する。
看護学科	看護の専門職として必要な科学的知識・技術及び自主性と創造力を持ち、主体的に判断・実践ができる問題解決能力を培う教育により、保健・医療・福祉の各分野に貢献できる人間性豊かで倫理観に富む資質の高い看護系専門職を育成する。

工学部

○工学部は、社会、自然、文化等に対する深い見識、優れた感性及び健全な心を養う。同時に専門特化型から幅広い総合型まで、多様な個性に合った能力を育む。これにより、人間性豊かで創造力に富んだ技術者の育成を目指す（岐阜大学工学部の教育目的を定める細則 第2条）。

○社会基盤工学科、機械工学科、化学・生命工学科、電気電子・情報工学科（岐阜大学学則 第3条、岐阜大学工学部の教育目的を定める細則 第2条第2項）

社会基盤工学科	社会基盤施設を評価・計画、設計・施工、維持管理するために必要な構造工学・水理学・土質力学・土木材料学・土木計画学・環境工学・地震工学に関する基礎知識と専門的能力を身につけさせた上で、コースごとに専門的能力を応用・実践可能とするための教育研究を実施し、人間性豊かで創造力に富んだ技術者の育成を目指す。
機械工学科	機械工学分野の技術者として基礎となる材料力学、流体工学、熱工学、機械力学、生産加工などの基幹分野

	を体系的に学び、加えて技術の高度化に対応できる最新の機械工学の理論並びに情報・制御・計測・ロボティクス・エネルギー変換技術を融合した人間と環境に優しい知能・機械・情報のシステムに関する専門的能力を身につけられるよう科目を設定している。さらに、機械工学分野の様々な問題を解決するための実践能力を高めるため実験・実習科目及び各コースで教育研究を実施し、人間性豊かで創造力に富んだ技術者の育成を目指す。
化学・生命工学科	物質・材料関連分野あるいは生命関連分野の様々な分野で活躍できる人材の基盤に化学を捉え、それぞれの分野で知識と技術をより確実に習得できるよう教育研究を実施し、人間性豊かで創造力に富んだ技術者の育成を目指す。
電気電子・情報工学科	電気電子・情報工学科では3つのコースを置き、電気電子コースでは、電磁気学、電気回路、電子回路を基盤に、固体電子工学分野、電気エネルギー分野、情報通信分野、システム・制御分野について教育を行う。情報コースでは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、情報・符号理論、数値解析、メディア処理、人工知能、ヒューマンインターフェイス等の情報技術分野について教育を行う。応用物理コースでは、電磁気学、解析力学、統計力学、量子力学、応用数学などを基盤に、光と物質に関する現代物理分野や関連する数理系分野について教育を行う。電気電子工学分野、情報工学分野及び応用物理分野で教育研究を実施し、人間性豊かで創造力に富んだ技術者の育成を目指す。

応用生物科学部 ○応用生物科学部は、次の各号に掲げる能力を養うための教育を組織的に展開し、広く生物科学・生命科学や関連産業に貢献できる人材を養成する（岐阜大学応用生物科学部の教育目的を定める細則 第2条）。

- 一 生物科学・生命科学の学理を究明する力
- 二 変貌する社会環境に対して主体的に対応する力
- 三 変貌する社会において自ら将来の課題を設定する力
- 四 幅広い視野・経験と広い専門的知識に基づき柔軟かつ総合的な判断を自ら下す力

○応用生命科学課程、生産環境科学課程、共同獣医学科（岐阜大学学則 第3条、岐阜大学応用生物科学部の教育目的を定める細則 第2条第2項）

応用生命科学課程	生物系有用物質の探索・設計・合成、生物機能を利用した有用物質の生産及び環境修復、機能性食品の開発、食品の安全性確保、食品製造技術の向上など、食・健康・環境に関連する分野で活躍できる人材を養成する。
----------	--

生産環境科学課程	分子から生態系までの生物学の幅広い階層とそれを取り巻く環境についての学理を教育する。それによって、植物・動物・微生物の機能開発、生物の保全、生物生産技術の開発、生態システムの分析、農地・森林・流域の管理手法の構築など「生物生産」と「環境保全」に関する専門能力を持った人材を養成する。
共同獣医学科	小動物及び産業動物の診療、家畜衛生及び公衆衛生、さらに野生動物保護管理、基礎医学など多岐に渡る獣医師の職務を遂行するために必要な基本的知識・技術を身につけ、国民生活の安全を保障する実践的能力及びグローバル化する国際社会への対応能力を備えた人材を養成する。

【大学院課程の目的】 岐阜大学大学院は、学士課程の理念・目標に沿って、独創的かつ先進的研究の拠点として、知の創造と統合に努めるとともに、高度な教育を通してそれを継承発展させ、豊かな人間性と学識を養い、判断力と実行力及び構想力に富む人材の育成を行い、もって地域社会と人類の発展に貢献することを目的に、

- (1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う
- (2) 教職大学院課程は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行う
- (3) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う

こととしている（岐阜大学大学院学則 第1条、第3条第5項～第7項）。

各研究科においては、「岐阜大学大学院学則」に定める課程の目的を基礎にして、さらにそれぞれの特性に応じた教育研究上の目的を各研究科規程等で定めている。

【大学院研究科の目的及び専攻の構成】

教育学研究科 ○教育に関する学術の理論及び応用の教授研究に基づき、高度な資質と実践能力を備えた教育専門職者及び教育関係者を養成するとともに、教育専門職者への再教育により教育専門職者の資質の向上に資することを通して教育文化の発展に寄与していくことを目的とする（岐阜大学大学院教育学研究科規程 第1条の2）。

○教職大学院課程：教職実践開発専攻、修士課程：心理発達支援専攻、総合教科教育専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条、岐阜大学大学院教育学研究科規程 第2条の3）

教職実践開発専攻	教育現場の多様な課題を解決する実践力と応用力を持ち、教職に関する理論と実践を融合させて教育実践を自ら開発する力量を備えた高度な教育専門職者の養成を目的とする。
----------	---

心理発達支援専攻	学校教育に関わる心理臨床・教育相談・カウンセリング・特別支援教育についての高度な実践力と応用力を備え、人が生涯にわたる様々な局面で出会う心理発達の課題の解決を支援できる人材の育成を目的とする。
総合教科教育専攻	学校教育の主要な部分である各教科の教育目的・教育内容・教材開発・指導方法・評価に関して、確かな専門知識と技能、優れた研究能力と指導力を備えた高度な教育専門職者の養成又はカリキュラム・教育システム・学習情報に関する専門的知識と技能を教育実践において体系的に活用できるよう教授することにより、学校をはじめとする多様な教育の場におけるカリキュラム開発能力を有し、教育実践研究を持続的に推進できる高度な教育専門職者の養成を目的とする。

- 地域科学研究科
- 深い専門性と実践的で創造豊かな政策能力を有し、持続可能な地域社会の形成に寄与できる人材、社会と人間のあり方に関する深い知見を有し、新たな地域社会の基盤形成に寄与する人材の育成を目的とする（岐阜大学大学院地域科学研究科規程 第2条）。
 - 修士課程：地域政策専攻、地域文化専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条、岐阜大学大学院地域科学研究科規程 第2条）

地域政策専攻	経済・行政・自然環境の諸領域を中心に広く学びながら、生態系と調和した循環型地域社会について専門的に教育・研究する。
地域文化専攻	社会生活や人間文化に関する諸領域を中心に広く学びながら、新たな人間社会とそれに照合した人間のあり方を専門的に教育・研究する。

- 医学系研究科
- 設置している課程や専攻に則した教育を行う教育機関として、人材育成の目的を定め、実施する。地域の医療機関の先導的機関の役割を担いながら、国内外の医療機関及び教育機関や研究機関との交流や相互理解を深め、倫理観のある先端医療の研究を行う（岐阜大学大学院医学系研究科規程 第1条の2）。
 - 博士課程：医科学専攻、修士課程：看護学専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条、岐阜大学大学院医学系研究科規程 第1条の2）

医科学専攻	先端医学・医療の学識や技術をもち、先進的・学際的・創造的な探求心と倫理観を兼ね備えた研究者及び高度専門職業人を育成する。
看護学専攻	看護における研究課題の探求資質をもち、倫理観や科学的思考力に裏打ちされた高度な看護を実践できる人

	材を育成する。
--	---------

工学研究科

- 新たな科学技術におけるイノベーションを創成できる研究者、社会で即戦力として活躍できる技術者として、関連する幅広い工学専門領域の高度な専門性を有し、デザイン思考能力、マネジメント能力、コミュニケーション能力、交渉能力、グローバル展開能力に優れたリーダーの養成を目指す（岐阜大学大学院工学研究科の教育目的を定める細則 第2条）。
- 博士課程：工学専攻、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻、岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条、岐阜大学大学院工学研究科の教育目的を定める細則 第2条の2）

工学専攻	高度な専門性を担保しつつ、幅広い工学関連領域を自由に修得できる教育研究プログラムを生かし、特定の専門性に特化することなく、社会のニーズにフレキシブルに対応しつつ科学技術イノベーションを創成できる人材の育成を目指す。
岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻	機械工学領域、環境・エネルギー領域に強みを有する当該研究科教員と、理論計算領域の強みと多様な工学領域に特徴のあるインド工科大学グワハティ校機械工学科教員との連携により、日本特有の品質にこだわったものづくりの考え方（匠の精神）とインド特有の創意工夫により新しいものを作る考え方（ジュガードの精神）の相互理解とそれに基づく教育・研究を行うことで、柔軟な発想と広い学識を有する人材の養成を目指す。
岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻	化学・材料分野の基礎研究に強みを有する当該研究科教員と、豊富な天然資源対象の化学に強みを有しさらに多様な化学及び工学の展開を志向するマレーシア国民大学理工学部及び工学・環境施設部教員との連携により、両国の自然との共生と持続可能な社会構築の実現に貢献するとともに、国際的に展開できる広い視野と柔軟な対応力を持ち、マレーシアをはじめアジア地域と東海地域をつなぐグローバルリーダーとして社会を牽引する人材の育成を目指す。

自然科学技術研究科

- 学士教育で培われた基盤的能力や工学系及び農学系の専門的能力をさらに高めるとともに、より広い自然科学系の視野を持つことにより、社会の変化に対応しイノベーションを生む柔軟性と、人口減少などで顕在化する地域の諸問題を解決できる企画力を備え、グローバル化に対応できる高度な応用科学技術系人材の養成を行う（岐阜大学大学院自然科学技術研究科の教育目的を定める細則 第2条）。
- 修士課程：生命科学・化学専攻、生物生産環境科学専攻、環境社会基盤工学専攻、物質・ものづくり工学専攻、知能理工学専攻

攻、エネルギー工学専攻、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条、岐阜大学大学院自然科学技術研究科の教育目的を定める細則 第2条の2）

生命科学・化学専攻	生命科学や化学の分野に強い関心を持ち、生命現象を分子レベルで究明することで得られる学理や技術を基盤に、生命機能の応用、生体関連分子の創製、生物生産物質の活用、食環境や健康の向上等に取り組み、人類の幸福に貢献できる専門職業人及び研究者を養成する。
生物生産環境科学専攻	分子から生態系までの生物学の幅広い階層とそれを取り巻く環境についての学理を追求し、その理論と技術を持続可能な生物生産や人間社会を含む生態系の保全・修復に適用することで、人類の幸福に資することのできる高度専門職業人及び研究者を養成する。
環境社会基盤工学専攻	地域の社会基盤の整備及び維持管理並びに地域社会を災害から守るための防災・減災システムの確立のため、地球環境や社会環境に配慮しながら、環境社会基盤工学の技術力や、各種システムを最適に構成・運用できる広い視野と高度の専門的能力及び倫理観を持つ人材を養成する。
物質・ものづくり工学専攻	物質化学又は機械工学を基盤に、物質・ものづくりに関わる諸課題をミクロからマクロまでの視点で俯瞰し実践的専門知識と創造力をもって解決する能力を育成し、「ものづくり」におけるイノベーション技術の創成に資する高度専門職業人及び研究者を養成する。
知能理工学専攻	情報系技術者に求められる社会のニーズに対応するため、数学、物理学、知能情報学、知能機械の各分野の力を結集し、理学と工学の分野横断的なカリキュラムのもとで、理論と応用を両輪とし、オリジナルかつ柔軟な発想によりイノベーションを起こすことができる研究者・技術者を養成する。
エネルギー工学専攻	エネルギーの高度利用と革新的エネルギーシステム開発、それらを可能にする電子材料の探求・開発を機械系、電気系、化学系の多方面から捉えた新しいエネルギー工学の教育研究を行い、グローバルなエネルギー問題の解決に資する高度専門職業人及び研究者を養成する。
岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻	化学や生物学に興味を持ち、食品科学技術に関する専門性とデザイン思考活用力を基盤として、食品に関連する日印両地域の課題を解決できる「グローバルな視点」を持つ専門職業人及び研究者を養成する。さらに、国際連携プログラムの特長を活かし、英語を共通言語としてコミュニケーションする力、国際的対応力（異文化適応力と国際的協働力）及び産業を牽引するリーダーとしての資質を育てる。

共同獣医学研究科 ○生態系の健全性を含む動物や人の健康に関する幅広い分野の先端的研究を推進し、獣医学の高度化に貢献できる獣医学教育者及

び研究者を養成するとともに、高度な知識と技術、専門性と倫理観を有し、国際社会又は地域社会における指導的役割を果たす獣医学専門家を育成する（岐阜大学大学院共同獣医学研究科の教育目的を定める細則 第2条）。

○共同獣医学専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条）

連合農学研究科

○生物生産、生物環境及び生物資源に関する諸科学について高度の専門的能力と豊かな学識、広い知識をもった研究者及び専門技術者を養成し、農学の進歩と生物資源関連産業の発展に寄与し、さらに、農林畜産分野の人材育成を切望する海外からの要請にも応えて、高度の学術・技術の修得を希望する外国人留学生を積極的に受け入れ、諸外国における農学及び関連産業の発展に寄与する（岐阜大学大学院連合農学研究科規程 第2条）。

○博士課程：生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条、岐阜大学大学院連合農学研究科規程 第2条第2項）

生物生産科学 専攻	作物の肥培管理及び家畜の飼養管理、動植物の栄養、保護、遺伝育種、生産物の利用、農林畜産業の経営、経済及び物的流通に関する諸分野を総合し、第1次産業としての植物及び動物の生産から消費者への供給に至るまでの全過程に関する学理と技術に関する諸問題を教育・研究し、係る分野において社会から必要とされる研究者、専門技術者を養成する。
生物環境科学 専攻	農林業生物生産の基礎となる自然環境、地球規模の環境と生物の関わりに関する諸問題について、生態学、生物学的、物理的及び化学的手法によって学理を究め、生物資源の維持、農地及び林野の造成、管理に関する原理と技術について教育・研究し、係る分野において社会から必要とされる研究者、専門技術者を養成する。
生物資源科学 専攻	動物、植物、微生物、土壌等の生物資源について、その組織・構造・機能を分子生物学、有機化学、細胞生物学、物理化学など多面的、総合的立場から解析することによって、生物資源並びに生命機能に関する学理を究め、生物工学の基礎研究を行い、未利用資源を含めた生物資源の構造と機能の解明とより高度な加工・利用、新機能の創生及び廃棄物処理に関する原理と技術について教育・研究し、係る分野において社会から必要とされる研究者、専門技術者を養成する。
岐阜大学・インド工科大学 グワハティ校 国際連携食品	国際連携を組む岐阜大学及びインド工科大学グワハティ校の強みを活かした食品科学技術に関する独自の教育プログラムを構築し、食品科学技術に関する高度な専門性とデザイン思考を活用した研究能力を基盤として、日印両国の食品関連産業を牽引する高度専門職業人を指導できる研究開発人材を養成する。さらに、国際連携プログラムの特長を活かし、英語を共通言語としてコミュニケーションする力、国際性（異文化適応

科学技術学専攻	力と国際的協働力）及び産業を牽引する研究開発リーダーならびに教育リーダーを養成する。
---------	--

- 連合創薬医療情報研究科
- 創薬と医療情報をテーマとし先進的な生命科学を学術基盤とした学際領域の教育研究を行い、高度な専門性と先見性、柔軟な発想を有し、次世代の医療、医学、生命科学を担う最先端の領域で活躍できる高度専門職業人の育成を目的とする（岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科の教育研究上の目的を定める細則 第2条）。
 - 博士課程：創薬科学専攻、医療情報学専攻（岐阜大学大学院学則 第2条、第9条、岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科の教育研究上の目的を定める細則 第2条の2）

創薬科学専攻	新型感染症や生活習慣病の治療及びその予防、超高齢化社会への対応などの国家的課題に、創薬科学研究の立場から貢献できる人材を養成する。ゲノム科学や構造生物学の進展に伴い蓄積された遺伝子及びタンパク質の構造と機能に関する膨大な情報を基盤とした体系的な創薬領域に関わる教育研究並びに分子・細胞レベルから個体レベルまでの機能解析による現代病の診断法・予防法などの開発に関する教育研究を行うことにより、製薬・バイオ関連企業で創薬研究に携わる技術者及び大学や研究機関で創薬研究に携わる創薬研究者を輩出する。
医療情報学専攻	医薬品に係る事故や副作用の問題、さらに社会的ニーズが高く研究途上である個別化医療といった課題に対応できる人材の養成は急務である。このため、多岐にわたる研究領域に横断的に対応するために、かつ、新規研究領域の創設を必要とする個別化医療・予防医療に必要となる患者ごとの詳細な臨床情報を含むビッグデータを解析するために、AIの活用を推進し、新しい手法・技術の教育研究及び医薬品の生体応答や病態制御の解析・評価に関する教育研究を行うことにより、個別化医療、健康科学など最先端の医療技術の現実化に向けた研究手法などを習得した高度医療専門スタッフ並びに食品、化粧品などの関連企業や大学、行政機関で薬品の検証に携わる技術者及び研究者を養成する。

3 特徴

岐阜大学では、「学び、究め、貢献する」「人が育つ場所」であり続けるため、「地域活性化の中核拠点にあると同時に、強み・特色を有する分野において、全国的・国際的な教育・研究拠点の形成」を目指して、平成26年度から2025年に向けた「岐阜大学の将来ビジョン」を掲げるとともに、以下を柱とした様々な取組を行っている。

- 教育 高度な専門職業人の育成、地域単位での Teach for Communities
- 研究 教育の基盤としての質の高い研究を展開
- 社会貢献 地域社会の活性化に貢献
- 国際化 地域に根ざした国際化と成果の地域還元
- 大学病院 高度医療拠点としての機能強化と地域医療への貢献
- 人事・給与制度改革／ガバナンス改革

「教育」においては、教員採用・配置における学長のリーダーシップが発揮できる体制を整備し、教育組織（学部・研究科等）と分離した教員組織を法人全体として一元的に運営するため、平成 29 年 4 月に「教育研究院」を設置した《「領域 1」関連》。

また、入学から卒業・修了までの一貫した修学支援体制を構築し、全学的な教育の推進及び学生への支援を推進するため、平成 25 年度に「教育推進・学生支援機構」を設置した。同機構には 7 つの部門とプロジェクトセンターを設置し、従前の取組を引き継ぐとともに、入学生アンケートの開発や過去 6 年分の入試データと教務データを一元化した教学 IR データセットの構築、全学的な英語 4 技能別カリキュラムの開始（平成 29 年度）、全学共通教育における英語教育改革を進めるための英語教育運営組織として外国人教員を含む教員からなる「English Center」の開設（平成 30 年度）など、教育の質保証及び質向上に向けた活動に取り組んでいる《「領域 2」関連》。

「研究」においては、同一のキャンパス内に医学、薬学、獣医学、応用生物科学、工学の研究者が集結している利点を生かして、本学の強みである糖鎖などの生体分子の構造と機能に関する基礎研究の更なる進展を図るため、平成 28 年 10 月に国・県・市と連携した「医・薬・獣・健康の教育研究一大コンプレックスの形成」を目指して「生命の鎖統合研究センター（G-CHAIN）」を発足した。糖鎖をコアにした「つくる領域」、生命現象の相互作用を分子イメージングなどを通して解析する「ひも解く領域」、創薬の具現化に向けて取り組む「活かす領域」から構成され、平成 29 年度から本格稼働している。ほかに、「地域連携スマート金型技術研究センター（平成 30 年度設置）」、「Gu コンポジット研究センター（平成 30 年度設置）」、「地方創生エネルギーシステム研究センター（平成 30 年度設置）」などの特色ある研究センターを有し、教育の基盤としての質の高い研究を展開している《「領域 1」関連》。

「社会貢献」においては、平成 25 年度に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」（大学 COC（Center of Community）事業）で、県内自治体とともに申請した「ぎふ清流の国、地×知の拠点創成：地域にとけこむ大学」が、また平成 27 年度には同「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」で、参加校・企業・自治体・金融機関とともに申請した「岐阜でステップ×岐阜にステップ 地域志向産業リーダーの協働育成」が採択されたことに伴い、その事業実施機関として平成 25 年 12 月に「地域協学センター」を設置した。同事業は「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会」による COC 事業平成 28 年度評価の「S」評価に続き、平成 29 年度に実施された COC+事業中間評価においても「S」評価を受けている（COC 選定事業 76 件及び COC+選定事業 42 件のうち、両者ともに「S」評価は本学を含め 2 校のみ）《「領域 1」関連》。

また、研究拠点の設置により本学の研究活動を地域社会に還元する体制整備を推進しており、本学と岐阜県との間で、平成 29 年度に「岐阜県中央家畜保健衛生所」が本学敷地内に移転したことによる産業動物獣医師の育成、平成 30 年度に「岐阜県食品科学研究所」を本学敷地内に建設したことによる食品分

野での総合支援（地域食材等を活かした研究開発や実践的教育・人材交流による専門人材育成）拠点の形成、平成 27 年度に「清流の国ぎふ防災・減災センター」の共同設置による地域の防災力強化と防災人材養成、等で貢献している。なお、「岐阜県食品科学研究所」については公設試験研究機関として国立大学法人内に設置するのは全国初である《「領域 4」関連》。

「国際化」においては、平成 25 年度に国際化に関する 5 年後の姿とそれを実現する方針を示した「岐阜大学の国際化ポリシーとビジョン」を制定し、平成 26 年度に新たに配置した「理事（国際・広報担当）」のもと、教育職員と事務職員との協働により地域に根ざした国際化と成果の地域還元を行うため「グローバル推進機構」を設置（平成 31 年度）し、ジョイントディグリーの運用や海外留学支援、留学生修学支援など、本学の国際化に向けて取組や環境整備等を進めている《「領域 1」関連》。

- [参考] 「岐阜大学の将来ビジョン」 <https://www.gifu-u.ac.jp/about/objectives/vision.html>
「教育推進・学生支援機構」 <https://www.orphess.gifu-u.ac.jp/>
「生命の鎖統合研究センター(G-CHAIN)」 https://www1.gifu-u.ac.jp/~g_chain/
「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」 「ぎふ清流の国、地×知の拠点創成：地域にとけこむ大学」
https://www.gifu-u.ac.jp/research/activities/program/p_01.html
「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」 「岐阜でステップ×岐阜にプラス 地域志向産業リーダーの協働育成」
https://www.gifu-u.ac.jp/research/activities/program/p_30.html
「地域協学センター」 <http://www.ccsc.gifu-u.ac.jp/>
「岐阜県中央家畜保健衛生所」 https://www.gifu-u.ac.jp/about/publication/g_lec/special/36_1.html
「応用生物科学部附属家畜衛生地域連携教育研究センター」 <http://www.abios.gifu-u.ac.jp/gefah/>
「岐阜県食品科学研究所」 http://www.iri.rd.pref.gifu.jp/pdf/abstract/h31_syokuhin_kagaku.pdf
「清流の国ぎふ防災・減災センター」 <http://gfbosai.sakura.ne.jp/web/>
「岐阜大学スマート金型開発拠点」 <https://www1.gifu-u.ac.jp/~gcadet/>（地域連携スマート金型技術研究センター）
「岐阜大学の国際化ポリシーとビジョン」 https://www.gifu-u.ac.jp/about/aims/i_policy.html
「グローバル推進機構」 <https://www.gifu-u.ac.jp/international/office/guoag.html>
「English Center」 https://www.gifu-u.ac.jp/about/publication/g_lec/class/35.html

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） 1-1-1-01 設置計画の概要及び設置の趣旨・必要性（自然科学技術研究科） 1-1-1-02 基本計画書（自然科学技術研究科国際連携食品科学技術専攻） 1-1-1-03 設置計画の概要（共同獣医学研究科） 1-1-1-04 設置計画の概要（工学研究科） 1-1-1-05 基本計画書（工学研究科国際連携統合機械工学専攻） 1-1-1-06 基本計画書（工学研究科国際連携材料科学工学専攻） 1-1-1-07 基本計画書（連合農学研究科国際連携食品科学技術専攻） ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 1-1-1-08 共同獣医学科に関する協定書（岐阜大学・鳥取大学） 1-1-1-09 岐阜大学・鳥取大学共同獣医学科連絡協議会規則 1-1-1-10 岐阜大学・鳥取大学共同獣医学科連絡協議会議事録（平成30年度） 1-1-1-11 共同獣医学研究科に関する協定書（岐阜大学・鳥取大学） 1-1-1-12 岐阜大学・鳥取大学大学院共同獣医学研究科連絡協議会規則 1-1-1-13 国際連携専攻に関する協定書（岐阜大学・マレーシア国民大学） 1-1-1-14 国際連携専攻（自然科学技術研究科国際連携食品科学技術専攻）に関する協定書（岐阜大学・インド工科大学グワハティ校） 1-1-1-15 国際連携専攻（工学研究科国際連携統合機械工学専攻／連合農学研究科国際連携食品科学技術専攻）に関する協定書（岐阜大学・インド工科大学グワハティ校）

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 1-1-1	(1) 自然科学技術研究科（修士課程）の設置（平成 29 年度）及び改組（平成 31 年度） 専門領域の強化と異なる教育分野間の連携による教育の広領域化を加速させ、特に、応用生物科学系や工学系における細分化された専門領域を今後の教育の柱とする「生命科学」、「環境科学」および「ものづくり」という岐阜大学の強み分野に統合し、それらの強みを加速させる教育研究組織体制を構築するため、平成 29 年 4 月に、これまで理工系人材を輩出してきた主要な研究科である応用生物科学研究科と工学研究科並びに医学系研究科再生医科学専攻を統合し、自然科学技術研究科（6 専攻）を創設した。また、平成 31 年 4 月には、インド工科大学グワハティ校（IITG）と連携し、両大学の強みを活かした食品科学技術に関する独自の教育プログラムを構築して、食品に関連する日印両地域の課題を解決できるグローバルな視点を備えた高度専門職業人の養成を目指すため、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻を設置した。 (2) 共同獣医学研究科（博士課程）の設置（平成 31 年度） 全国的な獣医学における学部教育体制の再編を背景に、各大学の機能強化及び機能分化に向けた連合獣医学研究科の再編について検討が行われた結果、これまでに培った連合獣医学研究科の組織、連携関係、研究実績等を基盤とし、これをさらに発展させた新たな大学院教育の実現を目指すため、連合大学院連合獣医学研究科を発展的に解消し、平成 31 年 4 月に、既に共同獣医学科において共同教育課程を実施している鳥取大学と、共同獣医学研究科共同獣医学専攻を設置した。 (3) 工学研究科（博士課程）の改組（平成 31 年度） これまで領域横断的な教育・研究実施の障壁となっていた専攻の区分を見直し、各領域・専攻を統合した体制を構築してあらゆる領域の教員から専門知識の教授を受けることが可能な教育・研究指導体制を実現するため、平成 31 年 4 月に従来の生産開発システム工学専攻、物質工学専攻、電子情報システム工学専攻、環境エネルギーシステム専攻を 1 専攻に統合し、工学専攻を設置した。また同時に、高度な専門性を身につけ分野横断的な広い知見を修得できる教育を基盤とし、日本とインドあるいはマレーシア両国との関係を中軸とする協働教育により国際的な視野と展開力、協調性を持ち、地域のものづくり分野で活躍できるリーダー人材を養成することを目的とし、2つの国際連携専攻（岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻および岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻）を設置した。 (4) 連合農学研究科（博士課程）の改組（平成 31 年度） インド工科大学グワハティ校（IITG）と連携し、両大学の強みを活かした食品科学技術に関する独自の教育プログラムを構築して、日本の東海地域とインド北東地域を中心とする日印両国の食品関連産業を牽引する高度専門職業人を指導できる研究開発人材及び大学教員の養成を目指すため、平成 31 年 4 月に、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻を設置した。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。	
活動取組 1-1-A	・ 4つの国際連携専攻の設置 1-1-A-01_岐阜大学国際交流年報 2017 ※p50-p54 1-1-A-02_「戦略性が高く意欲的な目標・計画」調書（JD 抜粋）
活動取組 1-1-B	・ 自然科学技術研究科の設置による本学の強み分野の強化

	1-1-B-01_自然科学技術研究科の設置について 1-1-B-02_デザイン思考教育実践報告 ※スライド 55
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ ①当該基準を満たす □ ②当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 1-1-A について> ・平成 25 年度に「岐阜大学の国際化ポリシーとビジョン」を策定し、第 3 期中期計画には、平成 31 年度を目途にジョイントディグリー・プログラムを整備し実施することを掲げ、4 つの国際連携専攻の設置を実現した。なお、本計画は文部科学省から「ジョイントディグリー・プログラムを整備し実施する大学は数が少なく、地方の中規模国立大学においては初めて又は数少ない取組である。」との講評を得て、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に認定された。また、本取組は単なる海外協定大学との教育プログラムの連携・グローバル人材の育成だけでなく、合同シンポジウムの開催等、ジョイントディグリー活動を基盤にした地域地元産業のジョイントディグリー・プログラム相手国への進出支援と関連産業の推進等、「国際大学連携による社会貢献モデル」として、「岐阜大学の将来ビジョン」に掲げた「地域に根差した国際化と成果の地域還元」をもたらすものである。 <活動取組 1-1-B について> ・本学の強みである生命科学、環境科学、ものづくりの分野に強い関心を持ち、特定分野の専門性を拡張できる柔軟性や新しい概念を生み出す創造性、さらには世界との繋がりの中で活躍できる国際性を持った高度理工系人材の育成を通じて、地域社会の活性化を目指すため、平成 29 年 4 月に工学研究科、応用生物科学研究科、医学系研究科再生医科学専攻を再編・整備し、「自然科学技術研究科（修士課程）」を設置した。同研究科では、学生が産業界を始めとする様々な業界で活躍し社会に貢献するため、デザイン思考の手法を用いて人間中心の問題解決過程を設計することを目的に、「デザイン思考序論」（必修科目）と「デザイン思考トレーニング」の 2 科目を開講している。必修科目の授業終了時に実施した理解度調査の結果では、デザイン思考への理解度や活用度の増加が見られ、同研究科の教育目的であるイノベーションを生む柔軟性をもった人材養成の一翼を担っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式（様式 1）
分析項目 1-2-2	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）

教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	1-2-2 教員の年齢分布表
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 1－2－A	・女性研究者の活躍推進に関する取組 1-2-A-01 地域循環型女性研究者育成・支援プログラム（リーフレット） 1-2-A-02 平成 29 年度中間評価 評価結果報告書 1-2-A-03 岐阜市男女共同参画優良事業者一覧
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ ①当該基準を満たす ☐ ②当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 1－2－Aについて> ・女子学生が出前講義を行う「サイエンス夢追い人」育成プロジェクトやライフイベント時の研究継続を目的とした研究補助員等の人材バンク開設等の取組が評価され、平成 25 年度岐阜市男女共同参画優良事業者の表彰を受けた。さらに、平成 27 年度より文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境イニシアティブ（連携型）」に選定された「地域循環型女性研究者育成・支援プログラム」（平成 27～32 年度）を実施している。当プログラムは、本学を含めた大学、企業等 4 機関が連携して女性研究者の活躍を推進するものであり、育児・介護中の研究者に対する研究補助員の配置制度や、連携機関の研究者間での共同研究プロジェクト支援等の取組を実施している。平成 29 年度中間評価では、女性研究代表者による 36 件の共同研究への支援や新たな競争的研究資金の獲得につながった点から、総合評価 A（所期の計画と同等の取組が行われている）と評価された。	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1－3－1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 国立大学法人岐阜大学運営組織規則 第 6 条

と	1-3-1-02_岐阜大学学則 ※第3条～第4条 1-3-1-03_岐阜大学大学院学則 ※第2条 ・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） （再掲）1-3-1-01_国立大学法人岐阜大学運営組織規則 ※第7条 （再掲）1-3-1-02_岐阜大学学則 ※第3条～第4条 （再掲）1-3-1-03_岐阜大学大学院学則 ※第2条 ・責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-04_学部長・研究科長等一覧 ・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1－3－1） 1-3-1_教員組織と教育組織の対応表
分析項目1－3－2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・教授会等の組織構成図、運営規定等 1-3-2-01_岐阜大学教育学部教授会規程 ※第3条 1-3-2-02_岐阜大学地域科学部教授会規程 ※第3条 1-3-2-03_岐阜大学医学部教授会規程 ※第3条 1-3-2-04_岐阜大学工学部教授会規程 ※第3条 1-3-2-05_教授会・研究科委員会運営に関する申合せ（工学部・工学研究科） 1-3-2-06_岐阜大学応用生物科学部教授会規程 ※第8条 1-3-2-07_岐阜大学大学院教育学研究科委員会規程 ※第3条 1-3-2-08_岐阜大学大学院地域科学研究科委員会規程 ※第3条 1-3-2-09_岐阜大学大学院医学系研究科教授会規程 ※第3条 1-3-2-10_岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻教授会議細則 ※第3条 1-3-2-11_岐阜大学医学系研究科看護学専攻教授会議に関する内規 ※第3条 1-3-2-12_岐阜大学大学院工学研究科委員会規程 ※第3条 1-3-2-13_岐阜大学大学院自然科学技術研究科委員会規程 ※第3条 1-3-2-14_岐阜大学大学院共同獣医学研究科委員会規程 ※第3条 1-3-2-15_岐阜大学大学院連合農学研究科委員会規程 ※第3条 1-3-2-16_岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科委員会規程 ※第3条

	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧
分析項目 1－3－3 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・組織構成図、運営規定等 （再掲）1-3-1-01_国立大学法人岐阜大学運営組織規則 ※第 15 条 ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・該当なし	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組 1－3－A	・教育研究院の設置 1-3-A-01_国立大学法人岐阜大学教育研究院規程 1-3-A-02_国立大学法人岐阜大学教育研究院運営委員会細則 1-3-A-03_教育職員の人件費改革について 1-3-A-04_教員人事フローチャート（平成 31 年度） 1-3-A-05_平成 31 年度岐阜大学概算要求資料（抜粋）（非公表）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ ①当該基準を満たす ☐ ②当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 1－3－Aについて> ・第 3 期中期計画に掲げた「所属の枠を超えた全学的な教員組織体制を整備し、機動的な組織運営を行う」ため、平成 29 年度に教育研究院を発足した。同院は、教育組織と教員組織の分離による人事マネジメント改革の確実な実行、戦略的な資源配分を行うための全学的観点からの学長による教員配置体制の取組、評価基準等を設定し教育研究業績や能力に応じたきめ細やかな業績評価や評価結果を処遇に反映する取組、全学的視点から部局ごとの人事計画を教員配置ポイント総数の範囲内において優先順位を検証し学長へ報告すること等、学長のリーダーシップを支援している。同院の発足により、教育職員のエフォート管理による教育・研究活動等の柔軟化が可能となり、部局横断型の教育研究組織である自然科学技術研究科の設置（平成 29 年度）に際した全学的人事計画の策定や、約 70 名の教育職員によるジョイントディグリー・プログラム 4 専攻への運営参加等を実現した。	

改善を要する事項

・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・明文化された規定類 （再掲）1-3-1-01_国立大学法人岐阜大学運営組織規則 ※第3条、第12条、第14条、第15条、第23条 2-1-1-01_国立大学法人岐阜大学理事及び岐阜大学副学長の事務分掌について ※第1 2-1-1-02_国立大学法人岐阜大学評価業務実施要項 ※第5、第6 ・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧
分析項目2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・明文化された規定類 （再掲）1-3-1-02_岐阜大学学則 ※第3条、第32条、（全学共通教育）第14条、第33条 （再掲）1-3-1-03_岐阜大学大学院学則 ※第2条、第21条 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第3条 （再掲）2-1-1-01_国立大学法人岐阜大学理事及び岐阜大学副学長の事務分掌について ※第1 ・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2_教育研究上の基本組織一覧
分析項目2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・明文化された規定類 （再掲）2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第6条 2-1-3-01_国立大学法人岐阜大学施設マネジメント推進室規程 2-1-3-02_国立大学法人岐阜大学情報連携統括本部規程 2-1-3-03_岐阜大学教育推進・学生支援機構部門細則 2-1-3-04_岐阜大学教育推進・学生支援機構障害学生支援室細則 2-1-3-05_国立大学法人岐阜大学グローバル推進機構部門細則

	2-1-3-06_岐阜大学図書館委員会細則 2-1-3-07_岐阜大学教育推進・学生支援機構教学委員会入学試験専門委員会細則 2-1-3-08_岐阜大学教育推進・学生支援機構規程 ※第3条、第9条 ・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目2-1-1	・年度計画の実施状況を中心とした自己点検・評価については、「理事（企画・評価・基金担当）・副学長」を室長とする評価室が責務を担っている。また、教育の内部質保証については、「理事（教学・附属学校担当）・副学長」を機構長とする教育推進・学生支援機構において、各学部・研究科の教育に関する自己点検評価を実施すること等によりその責務を担っている。なお、「国立大学法人岐阜大学評価業務実施要項」により、教育推進・学生支援機構が実施した教育に関する自己点検評価結果を評価室へ報告することによりお互いに連携し、本学の自己点検・評価を行っている。また、毎週木曜日の午前中に開催される役員懇談会において改善・向上活動の責任者である各理事・副学長が集まり、各自が担当する業務について意見交換等を行い、情報を共有している。
分析項目2-1-2	・別紙様式2-1-1に記載する「教育研究評議会」の構成員に別紙様式2-1-2に記載する「組織等の長」「教育課程ごとの質保証の責任者」である看護学科長が含まれていないが、医学部長が教育研究評議会に出席しており、必要に応じて情報共有している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類 (再掲) 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第4条
分析項目2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 明文化された規定類 (再掲) 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第5条 (再掲) 2-1-1-02_国立大学法人岐阜大学評価業務実施要項 ※第6条 ・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧
分析項目2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 明文化された規定類 (再掲) 2-1-3-01_国立大学法人岐阜大学施設マネジメント推進室規程 ※第2条 2-2-3-01_国立大学法人岐阜大学における施設の有効活用に関する規程 ※第8条 2-2-3-02_施設の有効活用について（平成30年度） 2-2-3-03_建物・外構点検調査（平成30年度実績報告書） (再掲) 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第6条 ・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） 2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧
分析項目2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了	・ 明文化された規定類 (再掲) 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第7条

生)の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	(再掲) 2-1-3-08_岐阜大学教育推進・学生支援機構規程 ・意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4) 2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧
分析項目2-2-5 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・明文化された規定類 (再掲) 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第8条 (再掲) 2-1-3-01_国立大学法人岐阜大学施設マネジメント推進室規程 ※第2条 (再掲) 2-2-3-01_国立大学法人岐阜大学における施設の有効活用に関する規程 ※第9条 (再掲) 2-2-3-02_施設の有効活用について(平成30年度) ※p2 ・検討、立案、提案の責任主体一覧(別紙様式2-2-5) 2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧
分析項目2-2-6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・明文化された規定類 (再掲) 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第9条、第10条 (再掲) 2-1-3-01_国立大学法人岐阜大学施設マネジメント推進室規程 ※第2条 (再掲) 2-2-3-02_施設の有効活用について(平成30年度) ※第9条 ・実施の責任主体一覧(別紙様式2-2-6) 2-2-6_実施の責任主体一覧
分析項目2-2-7 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類 (再掲) 2-1-2-01_岐阜大学における教育の質保証に関する要項 ※第10条 (再掲) 2-1-3-01_国立大学法人岐阜大学施設マネジメント推進室規程 ※第2条 (再掲) 2-2-3-01_国立大学法人岐阜大学における施設の有効活用に関する規程 ※第8条、第9条
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-3-1 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1_計画等の進捗状況一覧
分析項目2-3-2 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-2-01_岐阜大学 Fact Book（平成27年度）（非公表） 2-3-2-02_岐阜大学 Fact Book（平成28年度）（非公表） 2-3-2-03_岐阜大学 Fact Book（平成29年度）（非公表） 2-3-2-04_グラフで見る岐阜大学（平成30年度）（非公表） 2-3-2-05_データで知る岐大生2017 2-3-2-06_データで知る岐大生2018

	2-3-2-07_データで知る岐大生 2019 2-3-2-08_岐阜大学国際交流年報 2015 ※p62～p78 2-3-2-09_岐阜大学国際交流年報 2016 ※p55～p64 2-3-2-10_岐阜大学国際交流年報 2017 ※p8 2-3-2-11_2018 学生生活実態調査報告書 2-3-2-12_教学 IR データセット・テンプレートについて 2-3-2-13_平成 26 年度自己点検評価書 2-3-2-14_平成 27 年度自己点検評価書 2-3-2-15_平成 28 年度自己点検評価書 2-3-2-16_平成 29 年度自己点検評価書 2-3-2-17_平成 25 年度計画実施状況の点検及び評価に係る報告書（非公表） 2-3-2-18_平成 26 年度計画実施状況の点検及び評価に係る報告書（非公表） 2-3-2-19_平成 27 年度計画実施状況の点検及び評価に係る報告書（非公表） 2-3-2-20_平成 28 年度計画実施状況の点検及び評価に係る報告書（非公表） 2-3-2-21_平成 29 年度計画実施状況の点検及び評価に係る報告書
分析項目 2-3-3 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-3-01_学生生活支援部門会議議事要旨 2-3-3-02_教学企画室会議報告 ・領域 4、5、6 の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。
分析項目 2-3-4 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01_教育学研究科教職実践開発専攻認証評価結果 2-3-4-02_教職大学院認証評価結果フォローアップシート（非公表） 2-3-4-03_医学教育分野別評価報告書（日本医学教育評価機構）

	2-3-4-04_医学教育分野別評価年次報告書（2018 年度） 2-3-4-05_JABEE 認定（2014～2019 年度）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組 2-3-A	・ IR 室の取組（Fact Book の作成、大学紹介リーフレットの作成） 2-3-A-01_岐阜大学 IR 室 Web サイト（学内限定） 2-3-A-02_「データで知る岐大生 2018」アンケート結果（非公表）
活動取組 2-3-B	・ 教育推進・学生支援機構による自己点検評価の実施 （再掲） 2-1-1-02_国立大学法人岐阜大学評価業務実施要項 ※第 6 （再掲） 2-3-2-16_平成 29 年度自己点検評価書
活動取組 2-3-C	・ 教学企画室での IR 分析による入試改革や教育の質保証 （再掲） 2-3-2-12_教学 IR データセット・テンプレートについて
活動取組 2-3-D	・ 学生参加による内部環境監査の実施 2-3-D-01_岐阜大学環境報告書 2018 ※p14 2-3-D-02_平成 30 年度 内部環境監査結果一覧表 2-3-D-03_岐阜大学環境管理マニュアル【第 6.4 版】 2-3-D-04_岐阜大学 Web サイト（「ISO14001 内部環境監査員養成研修」修了証書授与式）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	

＜活動取組２－３－Ａについて＞

- ・ 本学では、収集した基礎データを、学内で利用できるよう、学内 Web サイトへ掲載し、提供している。収集したデータから、教育研究や社会貢献活動に生かせる情報（経年変化等を視覚的に示したグラフ、中期計画の進捗状況を確認できる目標値、休学や退学の状況、卒後の進学や就職の状況等）を抽出し、「グラフで見る岐阜大学（平成 30 年度）、岐阜大学 Fact Book（平成 29 年度以前）」を発行している。同資料は、今後の学内施策へ向けての問題提起となるよう、学内主要会議で報告している。また、学生に関する情報（学生生活、留学及び就職等の紹介）に特化した大学紹介リーフレット「データで知る岐大生」を毎年度発行し、新入生に配布している。当リーフレットに関する学生アンケートでは、回答者の 86%から「役に立った」との評価を得ている。同リーフレットは、学生を通じて保護者等への回覧も見受けられるなど、広く展開していく要素のある発行物といえる。

＜活動取組２－３－Ｂについて＞

- ・ 「国立大学法人岐阜大学評価業務実施要項」第 6 条 2 項に基づき、教育推進・学生支援機構は、本学が直近に受審した認証評価機関が定める教育及び学生支援に関する大学評価基準に基づき独自の自己点検評価を行っている。前述の各基準について、各部局の状況を取りまとめ、平成 27 年より例年、評価の報告会を開催することで、「学生の受入」「教育内容及び方法」「学習成果」「教育の内部質保証システム」の状況を確認し、教育推進・学生支援機構の Web サイトにおいて、学内外へ公表している。

＜活動取組２－３－Ｃについて＞

- ・ 各受講科目成績、入試情報、入学後 TOEIC・TOEFL テスト得点、進路情報、基盤的能力等アンケートを連結した教学 IR データセットを構築し、各部局の教育質保証活動の支援を行っている。機構ではデータや分析結果の扱いを定め、教学企画室会議に「教学 IR 作業部会」を設置、全学的な教育質保証のための継続的な情報共有活動を行っている。分析例として、2015 年入学者の基盤的能力の追跡調査状況（専門的知識・考える力：技能、創造的思考力に伸びが見られるが、考える力：課題発見にやや課題がある、など）、入学時 DNC 得点率と卒業時平均 GPA、1 年前期平均 GPA と卒業時平均 GPA の相関（2011～2017 年全卒業生：最終平均 GPA は、入学時 DNC とは無相関だが 1 年前期 GPA と強い相関が見られる）、出身高校所在地と就職先本社所在地のクロス集計（愛知・岐阜出身者の地元就職率が高い）など継続的に分析結果を提供している。

＜活動取組２－３－Ｄについて＞

- ・ 平成 23 年度から継続して教職員と有志の学生による IS014001 内部環境監査を実施している。学生は教職員とともに内部環境監査員養成研修を受講し、事前打ち合わせや監査チェックリストの作成を経て、学生の目線での監査を行い、監査終了後には内部環境監査報告書を作成し、本学の環境保全活動に関し、学生からの新たな気づきを提案している。平成 30 年度の内部環境監査では、監査を実施した学生から、「環境管理マニュアル」の環境管理体制における権限の位置づけやプロセスフロー図について意見があり、マニュアル改定時に反映する等の改善を行った。また、平成 28 年度より内部環境監査員養成研修修了学生に対し、学長より修了証書を授与している。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2－4－1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類 （再掲）1-3-1-01_国立大学法人岐阜大学運営組織規則 ※第 14 条、第 15 条 2-4-1-01_学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定する、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要な事項 ・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02_第 146 回教育研究評議会（議事要旨・資料） 2-4-1-03_第 76 回経営協議会（議事要旨・資料） 2-4-1-04_第 168 回教育研究評議会（議事要旨・資料） 2-4-1-05_第 86 回経営協議会（議事要旨・資料）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・明文化された規定類 2-5-1-01_国立大学法人岐阜大学職員採用規程（非公表） 2-5-1-02_岐阜大学教育学部教育職員の任用に関する選考取扱細則（非公表） 2-5-1-03_岐阜大学大学院教育学研究科教育職員の任用に関する選考取扱細則（非公表） 2-5-1-04_岐阜大学大学院教育学研究科における実務家教員の人事に関する内規（非公表） 2-5-1-05_教授会記録・資料（教員人事関係）（教育学部）（非公表） 2-5-1-06_岐阜大学地域科学部教育職員選考取扱規程の運用に関する内規（非公表） 2-5-1-07_教授会記録・資料（教員人事関係）（地域科学部）（非公表） 2-5-1-08_岐阜大学大学院医学系研究科教授選考規程（非公表） 2-5-1-09_岐阜大学職員採用規程大学院医学系研究科内規（非公表） 2-5-1-10_岐阜大学医学部看護学科教育職員選考取扱規程（非公表） 2-5-1-11_岐阜大学医学部看護学科教育職員選考規程実施細則（非公表） 2-5-1-12_岐阜大学工学部教員選考申合せ（非公表） 2-5-1-13_岐阜大学応用生物科学部教育職員選考取扱規程（非公表） 2-5-1-14_岐阜大学大学院連合農学研究科専任教員候補者選考に関する細則（非公表） 2-5-1-15_岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科教員選考申合せ（非公表） ・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） 2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分） ・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-16_教授会へ提出する人事選考資料の様式（教育学部）（非公表） 2-5-1-17_教授会へ提出する人事選考資料の様式（地域科学部）（非公表） 2-5-1-18_教授会へ提出する人事選考資料の様式（医学部看護学科）（非公表）

	2-5-1-19_教授会へ提出する人事選考資料の様式（工学部）（非公表） 2-5-1-20_教授会へ提出する人事選考資料の様式（応用生物科部）（非公表） ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-21_研究科委員会へ提出する人事選考資料の様式（連合農学研究科）（非公表） 2-5-1-22_研究科委員会へ提出する人事選考資料の様式（連合創薬医療情報研究科）（非公表）
分析項目2-5-2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・明文化された規定類 2-5-2-01_岐阜大学教育職員個人評価実施要項（非公表） ・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2_教員業績評価の実施状況 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-02_教育職員個人評価に係る年度評価結果（平成28～30年度）（非公表） 2-5-2-03_教育職員関門評価結果（平成28～30年度）（非公表）
分析項目2-5-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-3-01_国立大学法人岐阜大学シニア教授等称号付与要項（非公表） 2-5-3-02_国立大学法人岐阜大学関門評価制度におけるサバティカル研修実施要項（非公表） （再掲）2-5-2-01_岐阜大学教育職員個人評価実施要項（非公表）※第7 ・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3_評価結果に基づく取組 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） （再掲）2-5-2-02_教育職員個人評価に係る年度評価結果（平成28～30年度）（非公表） （再掲）2-5-2-03_教育職員関門評価結果（平成28～30年度）（非公表）

分析項目 2-5-4 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧
分析項目 2-5-5 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 国立大学法人岐阜大学大学本部学務部事務分掌細則 2-5-5-02 岐阜大学教育学部事務分掌細則 2-5-5-03 岐阜大学地域科学部事務分掌細則 2-5-5-04 岐阜大学医学系研究科・医学部事務分掌細則 2-5-5-05 岐阜大学工学部事務分掌細則 2-5-5-06 岐阜大学応用生物科学部事務分掌細則 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-07 (工学部、工学研究科、自然科学技術研究科) 技術職員内規 2-5-5-08 岐阜大学応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター規程 ※第11条 2-5-5-09 岐阜大学図書館規程 ※第6条～第8条 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5-10 TA、RA、SA、チューター実績報告書 ・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧
分析項目 2-5-6 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01 国立大学法人岐阜大学ティーチング・アシスタント取扱細則 2-5-6-02 (応用生物科学部) 初年次セミナー説明会資料 2-5-6-03 (連合農学研究科) 遠隔講義システムの利用方法

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2－5－1	・教育職員の選考及び採用基準は、「国立大学法人岐阜大学職員採用規程」において明確に定め、国内外に公募する等、閉鎖的な選考にならないように配慮している。教育研究院による全学的な検証を経て、役員会で承認された教員ポストは、教育の主体である各学部・研究科では各自の選考規程等に基づき、面接等により人事選考を行い、選考委員会及び教授会もしくは研究科委員会での審議を通して採用候補者を選定し、教育研究評議会に諮り決定することで厳正な運用を行っている。なお、規程等に詳細な選考方法の明記がない場合でも、面接の実施を明記した公募要領を教授会もしくは研究科委員会の議を経た上で適切に実施している。人事選考の際、教員資格審査調書（審査報告）では、提出書類に掲載された教育経験等に基づいて、「教育上の指導能力」や「教育研究上の指導能力」の評価を行い、それぞれの教育課程にふさわしい教員としての指導能力を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。	
活動取組 2－5－A	・教育職員個人評価及び関門評価の着実な実施 2-5-A-01_挑戦する国立大学（国立大学広報資料）（非公表） ※p17 2-5-A-02_平成 29 年度「国立大学改革強化推進補助金（国立大学若手人材支援事業）」採択通知書（非公表）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 2－5－Aについて> ・前年度の業績について、部局長総合評価に基づく学長による「教育職員個人評価」を実施し、年俸の増額、勤勉手当への反映、部局長による改善指導、及び学長への 1 年間の経過観察報告がなされる仕組みを構築している。また、教員個人の貢献度の評価を通じて、中期目標等の達成に貢献する教育職員集団の資質の向上、教育力、研究力の向上等を維持することを目的に「関門評価」も実施しており、関門年齢に達する年度に、前年度までの 6 年間（関門評価期間）の貢献度を評価し、処遇へ反映するとともに、部局長による改善指導や改善が見られない場合は学長から改善勧告を行うなど、評価の低い教員のフォローアップも行っている。なお、関門評価は、非常に良い取組みとして評価され、平成 29 年度「国立大学改革強化推進補助金（国立大学若手人材支援事業）」に採択されたほか、国立大学広報資料「挑戦する国立大学」において、大学の挑戦事例として取り上げられた。	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01_財務諸表（平成30年度） ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02_監査報告書【監査法人】（平成30年度） 3-1-1-03_監査報告書【監事】（平成30年度）
分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分） ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01_特別損失が過大である理由 3-1-2-02_財務諸表（平成29年度） ※p3 3-1-2-03_事業報告書（平成29事業年度） ※p14
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） 3-2-1-01_運営組織図 （再掲）1-3-1-01_国立大学法人岐阜大学運営組織規則 ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿 3-2-1-02_管理運営に係る役職者名簿一覧
分析項目3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2_法令遵守事項一覧／危機管理体制等一覧 3-2-2-01_国立大学法人岐阜大学における情報公開に関する取扱規程 3-2-2-02_国立大学岐阜大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程 3-2-2-03_国立大学岐阜大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程施行細則 3-2-2-04_国立大学法人岐阜大学個人情報管理規程 3-2-2-05_国立大学法人岐阜大学個人情報管理細則 3-2-2-06_岐阜大学個人情報保護基本方針 3-2-2-07_岐阜大学個人情報取扱指針 3-2-2-08_岐阜大学における情報セキュリティインシデント対応手順 3-2-2-09_岐阜大学パスワードガイドライン 3-2-2-10_個人情報取り扱いの心得 3-2-2-11_国立大学法人岐阜大学における公益通報者の保護等に関する規程 3-2-2-12_国立大学法人岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程 3-2-2-13_国立大学法人岐阜大学安全保障貿易管理規程 3-2-2-14_国立大学法人岐阜大学放射線障害防止管理規程 3-2-2-15_国立大学法人岐阜大学組換えDNA実験安全管理規程

	3-2-2-16_岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会規程 3-2-2-17_岐阜大学大学院医学系研究科ヒトES細胞使用に関する規程 3-2-2-18_国立大学法人岐阜大学病原体等安全管理規程 3-2-2-19_国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程 ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2_法令遵守事項一覧／危機管理体制等一覧 3-2-2-20_国立大学法人岐阜大学における危機管理に関する規則 3-2-2-21_国立大学法人岐阜大学防災管理規程 3-2-2-22_岐阜大学情報システム運用基本方針 3-2-2-23_国立大学法人岐阜大学情報システム運用基本規程 3-2-2-24_国立大学法人岐阜大学情報システム運用・管理細則 3-2-2-25_情報格付けと取扱いに関する指針 3-2-2-26_岐阜大学における情報セキュリティインシデント対応手順 3-2-2-27_情報保護に関する点検の手引き（平成29年度版）【情報セキュリティに関する通知】 3-2-2-28_情報保護に関する点検の手引き（平成29年度版）【本学における関連規則等と法令】 3-2-2-29_情報保護に関する点検の手引き（平成29年度版）【点検項目及びその要点】 3-2-2-30_岐阜大学パスワードガイドライン 3-2-2-31_岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 3-2-2-32_岐阜大学における競争的資金等による公正な研究遂行に関する規程 3-2-2-33_岐阜大学研究行動規範
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 根拠となる規定類 3-3-1-01 国立大学法人岐阜大学事務分掌規程 ・ 事務組織の組織図 (再掲) 3-2-1-01 運営組織図 ・ 事務組織一覧(部署ごとの人数(分析項目 2-5-6 教育支援者を含む。))(別紙様式 3-3-1) 3-3-1 事務組織一覧(部署ごとの人数)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式 3-4-1） 3-4-1_教職協働の状況
分析項目 3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 3-4-2） 3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組 3-4-A	・事務職員の在り方の検討、教職協働に関する研修会の実施 3-4-A-01_事務職員の在り方アンケート結果 3-4-A-02_平成 29 年度事務職員の在り方 教育職員合同研修実施要項 3-4-A-03_2019 年度リーダーシップ研修要項
活動取組 3-4-B	・教職協働型組織の設置 3-4-B-01_グローバル推進機構組織図 3-4-B-02_国立大学法人岐阜大学グローバル推進機構規程
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 3-4-Aについて> ・平成 29 年度に教員を対象として、今後の事務職員の育成について検討するためのアンケートを実施し、その結果を全教職員で共有した。さらに、アンケート結果を受けて実施した「教職協働に関する研修会」では、教員と事務職員がグループワーク等を通して交流を行い、相互理解を深めたことにより、教員・事務職員それぞれの立場や考え方の共通理解が進んだ。また、学長のガバナンスの更なる進展のため、大学の将来を構想できる人材を育成し、大学の独自性、自立性を高め、リーダーシップを意識して涵養することを目的とする「リーダーシップ研修」を次代の学部長候補者（教育職員）と課長級候補者（事務職	

員)により教職協働型で平成31年4月から実施している。本研修会の目標の一つに、考え方や学問分野の異なる人たちが生産的な議論を活発に進めていくために必要な力を意識して使うことにより、会議や討論の場でのコミュニケーション力の強化を見込んでいる。 <活動取組3-4-Bについて> ・国際化に繋がる施策を推進するとともに、その成果を地域に還元し、地域社会のグローバル化に貢献するために平成27年4月に設置した「グローバル推進本部」を、平成29年4月に教員と事務職員が融合した新たな教職協働型組織として改編、部局化し、平成31年4月に教員と事務職員が協働し、地域に根ざした国際化と成果の地域還元を更に推進するため「グローバル推進機構」に改組した。当機構の特色は組織として教職員会議を設置し、教員と事務職員が共に意見交換・検討する等、事務のみ、教員のみで行う場合とは異なったアプローチによる成果が期待できる体制を構築した。
改善を要する事項 ・該当なし

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-5-1 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定 3-5-1-01_国立大学法人岐阜大学監事監査規則 3-5-1-02_国立大学法人岐阜大学監事監査実施基準 3-5-1-03_国立大学法人岐阜大学監事会規則 ・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） 3-5-1-04_監事監査の基本計画書（平成30年度） （再掲）3-1-1-03_監査報告書【監事】（平成30年度） ・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果
分析項目3-5-2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01_監査計画概要説明書（平成30年度）（非公表） ・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） （再掲）3-1-1-02_監査報告書【監査法人】（平成30年度）
分析項目3-5-3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） 3-5-3-01_国立大学法人岐阜大学内部監査細則 ※第6条（監査の主体及び独立性） ・内部監査に関する規定 （再掲）3-5-3-01_国立大学法人岐阜大学内部監査細則

	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-02_内部監査報告書（平成 30 年度） 3-5-3-03_内部監査報告書・フォローアップ分（平成 30 年度）
分析項目 3－5－4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況について確認する。 3-5-4-01_三様監査意見交換会・議事録（平成 30 年度） 3-5-4-02_監査体制イメージ図
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3－6－1 法令等が公表を求める事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3－6－1） 3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式（様式1） ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧
分析項目4-1-2 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2_附属施設等一覧
分析項目4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況（面積、収容者数）、利用状況等が確認できる資料 4-1-3-01_建物配置図（本部地区） 4-1-3-02_建物配置図（病院地区） 4-1-3-03_耐震化の状況【平成30年度施設報告書】 4-1-3-04_老朽化対策【平成30年度施設報告書】 4-1-3-05_障害学生用施設等の状況 ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-06_外灯の設置状況 4-1-3-07_建物入退館システム設置状況（非公表）
分析項目4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01_平成30年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》
分析項目4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01_平成30年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》 4-1-5-02_平成30年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》分館及び部局図書館・室
分析項目4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等に	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧

よる自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 4-1-A	・全学共通教育における「サテライトキャンパス早朝クラス」の実施 4-1-A-01_早朝クラスのチラシ 4-1-A-02_教養教育 NEWS vol. 27 July 2017
活動取組 4-1-B	・岐阜県との連携による学内施設（岐阜県中央家畜保健衛生所）の設置 4-1-B-01_岐阜大学応用生物科学部附属家畜衛生地域連携教育研究センター 2018 年度年次報告 4-1-B-02_読売新聞 平成 31 年 2 月 18 日（編集手帳）
活動取組 4-1-C	・岐阜県との連携による学内施設（岐阜県食品科学研究所）の設置 4-1-C-01_産官学連携推進本部「G-NICE」Vol. 68（2019 年 5 月号） ※p3-p5 4-1-C-02_応用生命課程食品生命科学コース学生実験日程表
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 4-1-Aについて> ・JR 岐阜駅から徒歩 5 分の好立地に位置するサテライトキャンパスにおいて、柳戸キャンパスでの 2 限目の授業を受講可能となるように、全学共通教育において、通常より 45 分早い午前 8 時から 1 限目の授業を開講する「早朝クラス」を実施している。受講生数は開始初年度（平成 28 年度）の 105 名から、平成 29 年度は 202 名、平成 30 年度は 149 名となっており、学生にも定着してきている。本取組は、学生の時間の効率的運用のみならず、岐阜駅から岐阜大学までの通学時のバスの混雑を緩和することにも貢献した。また、早朝クラスの科目の中には、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜加盟校の学生や、社会人にも公開されている授業もあり、自大学の学生以外との交流の場の提供にも寄与している。 <活動取組 4-1-Bについて> ・平成 29 年度に岐阜県中央家畜保健衛生所が本学敷地内へ移転し、同施設 3 階に応用生物科学部附属家畜衛生地域連携教育研究センター（GeFAH）の実験室、研究室、解析室が設けられた。この連携により、教育面では岐阜県と連携した講義や体験型実習、家畜衛生インターンシップ実習など、学生が同施設でより実践的な体験実習を受けられるようになり、岐阜県で発生した豚コレラ対応に関しても本学教職員に加え学生も防疫作業を支援し、感染の拡大防止に協力した。このように、現場で学ぶ機会が限られている獣医学教育において、自分たちの学びがどのように社会に役立っているかを実感できる場を提供す	

ることで、産業動物獣医師の育成環境を構築している。 ＜活動取組4-1-Cについて＞ ・平成27年に岐阜県と提携した「食品科学分野の連携に関する協定」に基づき、本学敷地内に産学官連携拠点に位置付けられる「岐阜県食品科学研究所」が整備され、平成31年4月に開所した。本研究所は3階が「岐阜大学連携活動エリア」となっており、食品関連企業との共同研究が可能な「共同機器室」等の施設を備えている。この整備により、食品科学分野における県と大学の連携を強化し、研究開発及び企業支援が可能となった。また、応用生物科学部応用生命科学課程食品生命科学コース3年生に開講される「食品生命科学実験」において、岐阜県食品科学研究所の職員に協力を仰ぎながら、同研究所の施設を利用した実習を行っており、学生等への実践教育の場としての活用も進んでいる。
改善を要する事項 ・該当なし

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1_相談・助言体制等一覧 ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 4-2-1-01_岐阜大学保健管理センター学生相談室細則 4-2-1-02_平成30年度保健管理センター学生相談室員名簿 4-2-1-03_岐阜大学キャンパスライフヘルパー要項 4-2-1-04_平成30年度キャンパスライフ&学生相談関係職員一覧 4-2-1-05_岐阜大学職業紹介業務運営規程 4-2-1-06_就職・進路に係る支援の内容（平成29年度） ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 4-2-1-07_国立大学法人岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程 4-2-1-08_岐阜大学における学生間のハラスメント防止等に関する細則 4-2-1-09_岐阜大学ハラスメント相談員名簿（平成30年度） 4-2-1-10_セクシュアル・ハラスメントのない大学にするために 4-2-1-11_セクシュアル・ハラスメントの防止等のために職員及び学生等が認識すべき事項についての指針

	4-2-1-12_ハラスメント相談員対応マニュアル - 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-13_岐阜大学保健管理センターWeb サイト 4-2-1-14_岐阜大学保健管理センター利用案内 4-2-1-15_岐阜大学保健管理センター学生相談のご案内 4-2-1-16_大学 Web サイト「困ったときの相談窓口」 4-2-1-17_大学 Web サイト「就職相談・就職情報」 - 生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1-18_保健管理センター年報（平成 29 年度） ※p32-p36、p40 4-2-1-19_就職・進路に係る支援相談の実績件数
分析項目 4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2） 4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧
分析項目 4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	留学生に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法、実施状況等） （再掲）2-3-2-10_岐阜大学国際交流年報 2017 ※p10-p11 4-2-3-01_外国人留学生ハンドブック 2018（日本語） 4-2-3-02_国立大学法人岐阜大学外国人留学生チューター取扱細則 4-2-3-03_国立大学法人岐阜大学国際交流会館チューター取扱細則 4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について 4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成 30 年度） 4-2-3-06_岐阜大学基金特定事業「外国人留学生支援事業」に関する取扱要項 4-2-3-07_岐阜大学留学生援助会会則 4-2-3-08_岐阜大学外国人留学生貸付取扱要項 4-2-3-09_平成 30 年度岐阜大学私費外国人留生資援助金制による奨学生募集要項 4-2-3-10_国立大学法人岐阜大学国際交流会館規程 4-2-3-11_国立大学法人岐阜大学国際交流会館細則 4-2-3-12_国立大学法人岐阜大学国際交流会館料金細則

	4-2-3-13_国立大学法人岐阜大学宿舍規程 ※第 15 条 ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-14_Handbook for International Students 2018 4-2-3-15_Large-Scale Disaster Response Manual (For Students) 4-2-3-16_岐阜大学保健管理センターWeb サイト (English) 4-2-3-17_保健管理センターニュース (日本語・英語) 4-2-3-18_健康診断問診票 2018 (英語) 4-2-3-19_健康診断自動判定コメント 2018 (英語)
分析項目 4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等） 4-2-4-01_国立大学法人岐阜大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 4-2-4-02_支援を必要とする学生に関わるサポーターのためのガイドブック 4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト 4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成 30 年度） 4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 4-2-4-06_保健管理センター利用状況統計（平成 30 年度） 4-2-4-07_精神科医及びカウンセラー面接回数と総来談者数（平成 30 年度）
分析項目 4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5） 4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧 ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-5-01_大学 Web サイト「奨学金について」 4-2-5-02_奨学金案内ポスター 4-2-5-03_平成 30 年度地方公共団体・民間育英団体 奨学金一覧 4-2-5-04_「岐阜大学応援奨学生」について ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-05_平成 30 年度日本学生支援機構奨学生採用者数 ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 4-2-5-06_応援奨学生取扱要項

	4-2-5-07 応援奨学生支給調書（平成30年度） 4-2-5-08 岐阜大学短期留学（派遣）奨学金募集要項 4-2-5-09 岐阜大学優秀学生の海外派遣プログラム募集要項 4-2-5-10 平成30年度岐阜大学短期海外研修奨学金助成募集要項（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期） 4-2-5-11 平成30年度岐阜大学基金特定事業「バロー・Vドラッグ 海外研修奨学金助成事業」募集要項 （再掲）4-2-3-09 平成30年度岐阜大学私費外国人留学生資援助金制による奨学生募集要項 4-2-5-12 岐阜大学教育学部後援会学生海外派遣補助費取扱要領 4-2-5-13 岐阜大学地域科学部基金規程 4-2-5-14 岐阜大学地域科学部短期留学（派遣）奨学金支給要項 4-2-5-15 岐阜大学地域科学部学術奨励金支給要項 4-2-5-16 岐阜大学医学部医学科・研究者育成スカラシップに関する取扱要項 4-2-5-17 岐阜大学医学部医学科 GM 会国際交流援助費取扱要項 4-2-5-18 （工学部）協定大学等への短期留学生（派遣）奨学金取扱要項 4-2-5-19 工学部・工学研究科学生への国際会議発表における奨学金支援取扱要項 4-2-5-20 岐阜大学大学院医学系研究科学生（博士課程の基礎医学系）奨学金に関する取扱要項 4-2-5-21 工学研究科博士課程学生確保に係る奨学金取扱要項 4-2-5-22 （工学研究科、自然科学技術研究科）国際会議発表における奨学金支援申請者一覧 4-2-5-23 （連合農学研究科）平成30年度国際学会発表援助（通知）第1次募集 4-2-5-24 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科学生奨学金取扱要項 4-2-5-25 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における学生国際学会発表支援に係る基準 4-2-5-26 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科学生の海外派遣実習における取扱い ・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 4-2-5-27 岐阜大学における入学料の免除及び納付猶予に関する規程 4-2-5-28 岐阜大学における授業料の免除及び納付猶予に関する規程 4-2-5-29 岐阜大学における授業料及び入学料の免除並びに納付猶予に関する選考基準に関する細則 4-2-5-30 入学料免除選考資料（平成30年度） 4-2-5-31 授業料免除選考資料（平成30年度）
--	--

	4-2-5-32 岐阜大学外国人留学生規程 ※第13条第3項 ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 4-2-5-33 大学 Web サイト「学生寮」 4-2-5-34 岐阜大学黒野寮細則 4-2-5-35 黒野寮入退寮状況（平成30年度） （再掲）4-2-3-10 国立大学法人岐阜大学国際交流会館規程 （再掲）4-2-3-11 国立大学法人岐阜大学国際交流会館細則 （再掲）4-2-3-12 国立大学法人岐阜大学国際交流会館料金細則 ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 4-2-5-36 岐阜大学地域科学部緊急修学資金貸付規程 4-2-5-37 岐阜県医学生修学資金のしおり（平成30年度）（抜粋） 4-2-5-38 （連合農学研究科）平成30年度留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費推薦依頼数について
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組4-2-A	・食育の取組 4-2-A-01 第3次岐阜県食育推進基本計画 4-2-A-02 定期健康診断で新2年生を対象に栄養アドバイスと展示ブースを実施
活動取組4-2-B	・愛岐留学生就職支援コンソーシアム（文部科学省委託事業 留学生就職促進プログラム）の取組 4-2-B-01 愛岐留学生就職支援コンソーシアム岐阜地区ワークショップ2018
活動取組4-2-C	・秋の国際月間 4-2-C-01 秋の国際交流月間2018 4-2-C-02 学長主催国際交流パーティー2018
活動取組4-2-D	・共に支え、学び合う「ピア・サポート」演習岐大基盤的能力特講 4-2-D-01 共に支え、学び合う「ピア・サポート」演習岐大基盤的能力特講

活動取組4-2-E	・「いこまいセミナー」の実施 4-2-E-01_いこまいセミナー2019（前期） 4-2-E-02_岐阜大学教育推進・学生支援機構年報第4号 2018年【実践報告】いこまいセミナーを通じた学生支援の取り組み2 4-2-E-03_いこまいセミナーの実績について
活動取組4-2-F	・障害学生支援について （再掲）4-2-4-02_支援を必要とする学生に関わるサポーターのためのガイドブック
活動取組4-2-G	・岐阜大学応援奨学生制度の取組 4-2-G-01_応援奨学生決定通知書交付式 4-2-G-02_「バロー・Vドラッグ海外研修奨学金助成事業」派遣学生による報告会 （再掲）4-2-5-06_応援奨学生取扱要項 （再掲）4-2-5-07_応援奨学生支給調書（平成30年度） （再掲）4-2-5-10_平成30年度岐阜大学短期海外研修奨学金助成募集要項（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期） （再掲）4-2-5-11_平成30年度岐阜大学基金特定事業「バロー・Vドラッグ 海外研修奨学金助成事業」募集要項
活動取組4-2-H	・アカデミック・コアによる特色ある学習環境の構築 4-2-H-01_（全学共通教育）2019初年次セミナー資料（抜粋） 4-2-H-02_（全学共通教育）アカデミック・コアイベント実施状況 4-2-H-03_（全学共通教育）2018年度学習相談一覧
活動取組4-2-I	・留学生への生活支援 4-2-I-01_ハンドブック（英語版） 4-2-I-02_ハンドブック（中国語版）
活動取組4-2-J	・海外研修奨学金の拡充と海外派遣プログラムの拡充 4-2-J-01_岐阜大学留学（派遣）奨学金制度 4-2-J-02_平成28年度派遣実績 4-2-J-03_平成29年度派遣実績 4-2-J-04_平成30年度派遣実績 4-2-J-05_ESTプログラム関連資料 4-2-J-06_ESLプログラム関連資料

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

<活動取組4-2-Aについて>

・平成27年度より例年、定期健康診断に併せて学部2年生全員を対象とした食生活の個人指導・アドバイスを実施している。岐阜県栄養士会の協力のもと、学生の3日間の食事内容に対し、各々の食生活に合わせ個別のアドバイスをするという方法で支援を行っている。学生は特に栄養バランスの偏りや朝食を食べない点に課題があるが、このイベントにより食生活への関心を促している。この取組は「第3次岐阜県食育推進基本計画ー未来へつなぐ清流の国ぎふの食育ー」の「関係機関・団体が取り組む事業例」に取り上げられている。

<活動取組4-2-Bについて>

・文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」の事業目的に賛同した愛知県及び岐阜県下の大学、地方公共団体、経済団体及び企業支援団体が連携し、留学生の日本での就職支援を行うことを目的として平成29年9月に設立された「愛岐留学生就職支援コンソーシアム」の参画大学として、岐阜県内留学生と企業との相互理解を深めるために岐阜地区ワークショップを開催（平成30年度 留学生、企業関係者等 103名参加）した。同ワークショップは、岐阜県内における留学生の円滑な受入れの促進と交流活動の推進を図ることを目的された組織である岐阜地域留学生交流推進協議会の枠組みを活用し、同プログラムの横展開を行うことで、地域の国際化や経済の活性化に貢献するための発展につながる契機となり、留学生のみでなく、地元企業に対しても、留学生就職支援・採用支援を積極的に推進している。

<活動取組4-2-Cについて>

・国際化を促進するため、平成27年度から毎年11月を「秋の国際月間」と位置づけ、様々な国際交流行事を開催している。その一環の、本学の外国人留学生や外国人研究者、教職員、日本人学生などが広く国際交流を図ることを目的に開催している「学長主催国際交流パーティー」（平成30年度 約220名参加）では、学長が各テーブルを回り、参加者と会話する等、普段なかなか接することのない学長、役員等と、外国人留学生・外国人研究者や日本人学生・日本人研究者の相互の交流の場を提供するとともに、多様な人々と交わり異文化理解を深める場として、大変実りある機会となった。開催後のアンケートでは「新しい仲間と知り合える機会となった。」、「素晴らしい会であり良い経験であった。」などの声が多く寄せられた。ほかにも、留学生と地元企業とのマッチングを目的とした留学生限定の「地元企業との交流会」を開催する等、留学生の支援に強化した取組を行っている。

<活動取組4-2-Dについて>

・教養科目「共に支え、学び合う「ピア・サポート」演習岐大基盤的能力特講」では、ピア・サポーター養成プログラムをコアプログラムとして用いて様々な悩みに向き合い、具体的な手法で他の学生と共に解決に向かうための実践的なトレーニングに取り組んでいる。コミュニケーション能力の向上に加え、本学の学生として身につけて欲しい「基盤的能力」〈進める力〉〈伝える力〉〈考える力〉の全てに繋がる基礎的な力を身につけることを目的とし、単位取得者には「岐阜大学ピア・サポーター」の資格を付与している。また、大学生が直面する様々な問題への対応力向上ため、メンタルケアやセルフケアに関する内容、障がいやマイノリティ等様々な「生きづらさ」を抱え、サポートを必要としている人々たちへの対応に関する内容も扱うことから、多様な人々への暮らしを理解し、多様な人々が共生するインクルーシブな社会の構築に貢献できる人物の養成に繋がっている。

<活動取組4-2-Eについて>

・平成27年度から実施している学生支援を目的としたグループプログラム「いこまいセミナー」は、年間15回開催し、毎回10名前後の学生・教職員が参加している。本プログラムは、学生間の対人交流が促

進されるように、講義形式ではなく体験、実習形式を取り入れ、不安・緊張への対処を目的としたリラクセーション法、自己表現力・コミュニケーション力、プレゼンテーション能力の養成講座、美容師による身だしなみ講座といった学生生活や就職活動に生かせるスキルの獲得を目指した内容や、管理栄養士による料理教室、フィールドセンターを利用した酪農体験、大学院生によるフィットネス講座やハーバリウム講座など、学生の多様なニーズに対応できる内容となっている。なお、この活動は、各学部教職員、障害学生支援室、就職支援室、医学教育開発研究センター、留学生センター、アカデミック・コアなど部局の枠を越えた連携、協力体制の下に実施している。

<活動取組4-2-Fについて>

- ・障害学生支援に関係する学内専門機関では「医療的・心理的ケア」に関しては保健管理センターの医師、臨床心理士、保健師が、「就職関連」については学務部就職支援室のキャリアカウンセラーと室員が、そして「修学上の支援に関する合理的配慮の内容の検討や調整」を教育推進・学生支援機構障害学生支援室が対応するように、それぞれの機能と役割を明示しており、障害学生支援に関する責任主体は学部・研究科であることを明示し、学部教職員と学生支援関連部署（必要によって外部機関）がそれぞれの役割を果たしつつ、連携した支援を実施していくことで、学内の支援体制について明確にしている。また、学部・研究科の新入生に対して、修学上のニーズと入学前相談希望調査を実施し、留学生を含めた学生の健康状況の把握を行っており、健康状況について、保健管理センター、各学部・研究科と情報共有を図り、健康管理支援への協力体制を確立している。

<活動取組4-2-Gについて>

- ・岐阜大学基金による学生支援事業として「応援奨学生」、「短期海外研修奨学金助成事業」に加え、学生のグローバル化（国際的視野の拡大）の推進目的のため、企業からの寄附を原資とした「バロー・Vドラッグ 海外研修奨学金助成事業」を実施すると共に派遣学生による寄附者への研修報告を行っている。

<活動取組4-2-Hについて>

- ・授業時間外の主体的な学修を行う利用者の数が年々増加しており、平成30年度は年間延べ82,198名の利用実績があり、専属学生スタッフによる学修支援活動を活発に展開できており、学生スタッフが企画し自ら講師役を務める「学習支援イベント」は、平成30年度中に29件実施し、参加した学生総数は143名であり、過去最多を記録している。とりわけ、正課の授業を補完する「補習クラス」の提供は、多様な学習歴を持つ学生のニーズにあわせて展開できており定着しつつあり、正課の授業と家庭での自主学習に、アカデミック・コアでの授業時間外学修を組み合わせ、学修の三角形モデルを提唱し、新任教員への研修や学生への初年次教育の場で周知しており、以上のような活動の大半が学生によって主体的に進められている。

<活動取組4-2-Iについて>

- ・新規渡日した留学生に対して、日本や岐阜大学での暮らしに関する情報提供のため「留学生ハンドブック」を配布しており、留学生ハンドブックは日本語版のみならず、英語版、中国語版も作成しており、より多くの留学生が内容を理解できるようしている。

<活動取組4-2-Jについて>

- ・短期留学（派遣）奨学金、短期海外研修奨学金及び優秀学生海外派遣プログラムに加え、平成26年度から新たにバロー・Vドラッグ海外研修奨学金の奨学金制度を開始している。支援を拡充することで、学生の海外派遣を推進しており、直近3年間の支援は、平成28年度：5,370千円、平成29年度：8,714千円、平成30年度：8,825千円となっている。また、平成29年度から新たにカナダ・アルバータ大学ESL（English as a Second Language）プログラムを、平成30年度からESLの次の段階としてアルバータ大学で理系学生の語学研修を行うEST（English for Science and Technology）プログラムを開始するなどし、留学プログラムの拡充支援によっても、学生の海外派遣人数の増加につながった（ESLプログラム：平成29年度29名、平成30年度29名 ESTプログラム：平成30年度7名）。これらの取組により、直近3年間の派遣総数は平成28年度：182名、平成29年度：265名、平成30年度：278名となった。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01 岐阜大学の教育における3つの方針について（学部） 5-1-1-02 岐阜大学の教育における3つの方針について（大学院） 5-1-1-03 平成31年度入学者選抜に関する要項 5-1-1-04 2020年度岐阜大学大学院学生募集要項抜粋
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5-1-1	「入学者選抜の基本方針」について、学生募集要項には記載されているものの、現状、学生受入方針に明記していない学部・研究科があるため、各学部・研究科の学生受入方針に明記するように検討を開始している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施して	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） 5-2-1 入学者選抜の方法一覧

いること	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） 5-2-1-01_入学者選抜試験における面接指針について（非公表） ・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 5-2-1-02_岐阜大学入学者選抜関係委員会等組織図（非公表） ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-03_入試業務資料集（非公表） 5-2-1-04_岐阜大学一般入試（前期日程、後期日程）実施要領（非公表） ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学者志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 5-2-1-05_平成31（2019）年度教育学部入学者選抜の募集人員等の変更について（予告）（非公表） 5-2-1-06_推薦入学Ⅱ特別入試の選抜方法等の変更について（予告）（非公表）
分析項目5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 5-2-2-01_教育推進・学生支援機構組織図 5-2-2-02_岐阜大学教育推進・学生支援機構教育学IR作業部会要項 ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 （再掲）5-2-1-06_推薦入学Ⅱ特別入試の選抜方法等の変更について（予告） 5-2-2-03_ぎふ清流入試の実施について
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組5-2-A	・ぎふ清流入試の開始 （再掲）5-2-2-03_ぎふ清流入試の実施について 5-2-A-01_（教育学部）ぎふ清流入試パンフレット 5-2-A-02_（教育学部）ぎふ清流入試県地区別出願・合格状況（非公表） 5-2-A-03_（教育学部）ぎふ清流入試入学者の指導計画について（非公表）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 <活動取組5-2-Aについて> ・岐阜県内の教育現場で活躍したいという学生を対象に推薦入試としてぎふ清流入試（定員42名）を実施しており、アドミッションポリシーの「岐阜県を中心として活躍する、優れた専門的知見と指導能力をもつ教員」を養成するという内容を、具体的に実質化する取組であり、学修計画書、集団面接、個人面接により選抜を実施し、岐阜県の教員になると明確な意志を持った人材を入学させること目的としている。 令和元年度入試から実施し、志願者69名（県内62名）、合格・入学者35名（県内33名）であり、アドミッションポリシーに沿った選抜を行うことができ、入学後は、ぎふ清流入試入学者を対象とした教育プログラムを実施する。学修計画書が達成できるよう4年間継続的にフォローすることとしている。令和元年度入学生に対しては、入学時にガイダンスを実施し、今後のプログラムの説明、動機付けを行っている。
改善を要する事項 ・該当なし

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 認証評価共通基礎データ様式（様式2） ・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 5-3-1-01_（医学系研究科看護学専攻）入学定員を大幅に下回る状況に対して適正化を図る取組
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

領域6 基準の判断 総括表

岐阜大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	地域科学部	満たしている	満たしている	満たしていない	満たしている	満たしている	満たしている	満たしていない	満たしている	
03	医学部医学科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	医学部看護学科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	工学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	応用生物科学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
07	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	地域科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	医学系研究科医科学専攻	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
10	医学系研究科看護学専攻	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
11	工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
12	自然科学技術研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
13	共同獣医学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	
14	連合農学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
15	連合創薬医療情報研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
16	教育推進・学生支援機構	該当なし	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	該当なし	
17	応用生物科学研究科（募集停止）									
18	連合獣医学研究科（募集停止）									

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 教育学部

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(01)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(01)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(01)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－3－1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（学部） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成 28 年度第 9 回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(01)カリキュラムマップ 6-3-1-05_(01)履修系統図 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-06_(01)岐阜大学教育学部便覧 ※p8-p22、p31-p46
分析項目 6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス

	6-3-2-01_(01)シラバス 2019 6-3-2-02_(00) 2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則 6-3-3-02_(01) 岐阜大学教育学部規程抜粋
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(01)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(01)シラバス 2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(01)シラバス 2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(01)シラバス 2019
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6－4－10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(01)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(01)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(01)平成30年度教職インターン実施要綱 6-5-3-02_(01)平成30年度単位認定実績一覧 6-5-3-03_(01)平成30年度参加学生と受入企業一覧
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度）

	(再掲) 4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願ひ申請者一覧 (非公表) 6-5-4-01_(00)アカデミック・コアによる学習相談
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	・改良された ACT プラン 6-5-A-01_(01)【議事録】H30 第 3 回 ACT 実施委員会 (非公表) 6-5-A-02_(01)H30 教職トライアルアンケート集計結果 (非公表) 6-5-A-03_(01)H30 教職リサーチⅠアンケート集計結果 (非公表) 6-5-A-04_(01)H30 教職リサーチⅡアンケート集計結果 (非公表) 6-5-A-05_(01)H30 小学校教育実習アンケート集計結果 (非公表) 6-5-A-06_(01)H30 中学校教育実習アンケート集計結果 (非公表) 6-5-A-07_(01)教職インターン集計結果 (非公表) 6-5-A-08_(01)改良された ACT プラン
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 6－5－Aについて> ・2年次の教職リサーチは、今まで市内の一般小中学校において実施していたが、3年次に教職プラクティス（教育実習）を行う教育実習校での実施に変更しており、成果として、学生は従来の教職リサーチの目的である教職の意義、教員の役割、教員の職務内容について理解に加え、授業の組み立て、板書、個別・集団指導の方策等などの教科指導の観察を通じた教育実習への意識付け、プログラムの運動性の向上が挙げられる。実習のアンケートでも、成果を示す回答結果が出ており、例えば、「来年度の教職プラクティス（教育実習）では今回の教職リサーチの経験のどのような点が役立つと思いますか。」という設問に対して、「授業づくり（指導法）」を挙げる割合がリサーチⅠ（小学校）で 18.7%（H29：12.9%）、リサーチⅡ（中学校）では 42.5%（H29：26.6%）と高くなっており、ACT プラン4科目すべてにおいて、実習終了後、学生にアンケートを実施し、分析改善を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-2-1-01_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ 6-6-1-01_(01) 岐阜大学教育学部における成績評価に関する細則 （再掲）6-3-2-01_(01) シラバス 2019
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-06_(01) 岐阜大学教育学部便覧 ※p47
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(01) 成績評価の分布表（平成29年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00) H30 第15回教学企画室会議報告 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00) 岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 6-6-3-04_(01) ガイダンス資料（後学期） ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-05_(01) 音楽・美術の評価
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(01) 成績関係注意事項 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-02_(01) 申し立て件数（非公表） ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-03_(00) 学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第60条 6-7-1-02_(01)岐阜大学教育学部規程 ※第17条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第61条 6-7-1-03_(00)岐阜大学学位規則 ※第5条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-7-3-01_(01)ガイダンス資料（抜粋）

分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(01)平成30年度卒業資格一覧（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(01)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料

	6-8-1-01_(01)資格取得内訳一覧 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(01)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(01)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(01)平成30年度教育実践研究助成事業の論文受賞者（非公表） 6-8-2-03_(01)第3回全小理開発教材コンテストでヤガミ賞を受賞 6-8-2-04_(01)文部科学大臣表彰
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(01)教育学部卒業生アンケート
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 ※p19－p24 6-8-4-02_(01)6年目研修資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 （再掲）6-8-4-02_(01)6年目研修資料
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(00)岐阜大学OB・OGによる仕事セミナー 6-8-5-02_(01)岐阜県教育委員会採用担当者との懇談会
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 地域科学部

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(02)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(02)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(02)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・教育課程方針において、「①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針」が分かりにくい。また、学位授与方針が、教養教育ではなく専門教育を行っている学部として十分な内容であるか検討する必要がある。以上のことから、学位授与方針に定められている学生が身に付けるべき資質・能力を獲得するための手段が、教育課程方針における教育内容・方法に具体的に示されておらず、当該基準を満たさないとまでは言えないが、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していることは確認できないため、改善が必要である。	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（学部） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(02)カリキュラムマップ - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(02)平成30年度地域科学部_履修の手引き ※p13-p15
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料

	・シラバス 6-3-2-01_(02)シラバス 2019 6-3-2-02_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則 6-3-3-02_(02)第3年次編入学生の既修得単位の認定及び入学後修得単位に関する申合せ
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☒ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

改善を要する事項

- ・教育課程の編成について、学科ごとのカリキュラムが不明瞭であり、体系性を有しているとは言えない。

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(02)シラバス2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(02)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン （再掲）6-3-1-05_(02)平成30年度地域科学部_履修の手引き ※p12-p31
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(02)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(02)シラバス2019
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	

改善を要する事項

- ・当該基準を満たさないとまでは言えないが、2019年度卒業生用の開講科目について、専門科目開講数119科目のうち、非常勤講師担当科目数が39科目、隔年開講科目数が34科目であり、非常勤講師担当科目及び隔年開講科目の割合が高く、学生に対する履修機会が十分に確保されていないため、改善の余地があると考えらる。

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(02)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(02)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(02)平成30年度参加学生と受入企業一覧（非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	（再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願ひ申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)アカデミック・コアによる学習相談
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲） 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ 6-6-1-01_(02)成績考査細則 （再掲） 6-3-2-01_(02)シラバス2019
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-05_(02)平成30年度地域科学部_履修の手引き ※p5-p11
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(02)成績評価の分布表（平成29年度） （非公表）

ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)H30 第 15 回教学企画室会議報告 ・GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(02)成績評価異議申立制度申合せ 6-6-4-02_(02)異議申し立て_学生揭示 6-6-4-03_(02)学務情報システム_異議申し立て通知 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-04_(02)異議申し立て結果（非公表） 6-6-4-05_(02)成績異議申立結果一覧（H30） ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-06_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第60条 6-7-1-02_(02)学位記（別紙） 6-7-1-03_(02)岐阜大学地域科学部規程 ※第12条 （再掲）6-3-1-05_(02)平成30年度地域科学部_履修の手引き ※p12-p31 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第61条 6-7-1-04_(00)岐阜大学学位規則 ※第5条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-05_(02)平成30年度地域科学部_履修の手引き ※p12-p31 6-7-3-01_(02)成績表チェック項目リスト（H30入学者）
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(02)教授会（第315回）(31.3.1) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料

【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・該当なし ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☒ 当該基準を満たさない 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし 改善を要する事項 ・卒業要件が学科ごとに定められておらず、学科ごとに定められた教育目的との対応関係が不明確である。
--

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_(02)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） - 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(02)社会調査士取得状況一覧 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(02)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）

分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(02)H29 卒業生アンケート集計結果 6-8-3-02_(02) 自己評価報告書_抜粋_卒業生アンケート検討結果 ※p41-p43、p49
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 ※p19-p24 6-8-4-02_(02)同窓生アンケート実施報告書 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 （再掲）6-8-4-02_(02)同窓生アンケート実施報告書
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(00)岐阜大学OB・OGによる仕事セミナー 6-8-5-02_(02) 自己評価報告書_抜粋_企業訪問報告検討結果
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－8－A	・卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生及び就職先の関係者からの意見聴取による学習成果等の確認 6-8-A-01_(02)平成30年度地域科学部外部評価報告書 ※p43-p49、p66-p67 （再掲）6-8-4-02_(02)同窓生アンケート実施報告書 ※p3-p8 （再掲）6-8-5-02_(02) 自己評価報告書_抜粋_企業訪問報告検討結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組6－8－Aについて>	

・意見聴取（学部同窓生アンケート調査及び研究科同窓生アンケート：平成30年9月実施）を実施し、卒業（修了）後5年以上経過し、就業経験を経た者を中心とする卒業（修了）生について、外部評価の結果から、幅広い仕事に対応できる能力育成につながったという評価が示されている。また、就職先の関係者からの意見聴取結果について、就職についても近年は100%に近い就職率を続けており、外部評価の結果から、これらの状況に慢心することなく、定期的な高校訪問、卒業生や就職先の調査等を続けていきたいとの評価が示されている。

改善を要する事項

・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学部医学科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(03)学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01_(03)教育課程方針 6-2-1-02_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ

分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 6-1-1-01_(03)学位授与方針 (再掲) 6-2-1-01_(03)教育課程方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（学部） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成 28 年度第 9 回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(03)医学部医学科カリキュラムマップ・ナンバリング 6-3-1-05_(03)医学部医学科 HP 教育課程 6 年一貫教育 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-06_(03)授業案内上巻 ※p21-p23

	6-3-1-07_(03)授業案内下巻 ※p3-p7
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 ・6-3-2-01_(03)医学教育分野別評価認定証 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス ・6-3-2-02_(03)シラバス 2019 ・6-3-2-03_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 ・6-3-3-01_(00)岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則 ・6-3-3-02_(03)医学部医学科における「入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則」に関する申合せ
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

活動取組 6－3－A	・分野別認証評価に基づく教育改善での取組について 6-3-A-01_(03)医学教育分野別評価 ホームページ公表用 URL 6-3-A-02_(03)医学教育分野別評価 評価報告書 6-3-A-03_(03)医学教育分野別評価 年次報告書（2018 年度） 6-3-A-04_(03)平成 30 年度 テュートリアル教育に関するアンケート（1 回目）実施内容 6-3-A-05_(03)平成 30 年度 テュートリアル教育に関するアンケート（2 回目）実施内容 6-3-A-06_(03)平成 30 年度 テュートリアル教育に関するアンケート（1 回目）分析結果 6-3-A-07_(03)平成 30 年度 テュートリアル教育に関するアンケート（2 回目）分析結果 6-3-A-08_(03)第 113 回 医師国家試験の結果 6-3-A-09_(03)平成 30 年度第 4 回カリキュラム委員会議題一覧及び記録 6-3-A-10_(03)医学科カリキュラム委員会細則
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 6－3－Aについて> ・平成 27 年度に受審した「医学教育分野別評価」の判定結果に基づき、改善・向上が必要とされた事項について対応を図っている。主要なものとして、「テュートリアル教育の見直しのため、テュートリアル教育改善対策作業部会を発足させ、2 回にわたり学生や教職員、卒業生に対しアンケート調査を行っている。」、「上記アンケート結果をはじめ、入学試験、各学年の成績、医師国家試験に至るまでの一連のデータについては医学教育 IR 室で分析し、改善提案を行い、その結果を成績不振学生のリストアップによる個別指導、国試に準じた統合試験形式による卒業試験の実施等、種々の改善に結び付けている。」、「平成 30 年度から各学年の代表学生をカリキュラム委員会にオブザーバーとして参加させ、彼らの意見をカリキュラムへ反映させる体制を構築するとともに、次年度から正規の委員となるよう規程改正を行っている。」等の改善を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(03)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(03)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-1-06_(03)授業案内上巻 ※p49-p369
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(03)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン （再掲）6-3-1-06_(03)授業案内上巻 ※p49-p369
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(03)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(03)シラバス2019 （再掲）6-3-1-06_(03)授業案内上巻 ※p49-p369
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	・全国共同利用施設医学教育開発研究センター（MEDC）の取組 6-4-A-01_ (03) 医学教育セミナーとワークショップ 6-4-A-02_ (03) アソシエイト／フェローシップ／大学院 6-4-A-03_ (03) 国公立大学医学部・歯学部教務事務職員研修
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ＜活動取組6-4-Aについて＞	

・年4回、全国各地の医学部などと共催して、2～3日間の“医学教育セミナーとワークショップ”を通算72回開催し、幅広い多職種の医療教育者を集めてFDを実施しており、医科学専攻の中に“医学教育学分野”を設立し、MEDC教員が併任となって、医学教育学の研究を推進している。第2期（平27年度～令和元年度）の教育関係共同利用拠点の取組として、より継続的・高度なFDに参加した者を認定し、教育者としての専門性を高めていく取組を実施しており、FD/SDのアウトリーチとして、医学教育学会、歯科医学教育学会、薬学教育学会をはじめとした多職種にわたる医療系職種ごとの教育学会への支援・貢献、関係学術誌への寄稿、また、個別の医療系他大学におけるFD/SDへの支援・貢献を行っている。また、医療系大学の教務に関する事務職員の資質向上ニードに対応すべく、平成13年以来、毎年国公私立医学部・歯学部教務事務職員研修を開催し、SDを実施している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1） 6-5-1_(03)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2） 6-5-2_(03)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3） 6-5-3_(03)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(03)授業案内上巻抜粋（平成30年度 初期体験実習・地域体験実習） （再掲）6-3-1-07_(03)授業案内下巻 ※p183-p235 選択臨床実習（学内・学外）
分析項目6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4） 6-5-4_(03)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について

	（再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)アカデミック・コアによる学習相談
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	・成績評価基準 （再掲）6-2-1-02_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ

の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	(再掲) 6-3-1-06_(03)授業案内上巻 ※p38 (再掲) 6-3-2-02_(03)シラバス 2019
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-06_(03)授業案内上巻 ※p89～p385 における各科目の成績評価方法
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(03)成績評価の分布表（平成 29 年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)H30 第 15 回教学企画室会議報告 ・GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(03)科目異議申立書（シラバスより抜粋） ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-02_(03)異議申立件数と対応状況（非公表） ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-03_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第60条 6-7-1-02_(03)岐阜大学医学部規程 ※第16条 6-7-1-03_(03)医学部医学科の履修に関する要項 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第61条 6-7-1-04_(00)岐阜大学学位規則 ※第5条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-06_(03)授業案内上巻 ※p12-p20
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(03)第9回医学研究科教授会議・第9回医学科教授会議記録 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等

	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(03)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(03)医師国家試験合格者数（岐阜大学概要より抜粋） ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む） 6-8-2_(03)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(03)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(03)テュートリアル改善アンケート ※p1-p2、p14
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(03)テュートリアル改善アンケート ※p7-p9、p18 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先などの関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビューなど）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(03)岐阜県医師育成・確保コンソーシアム意見
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	・医学教育IR室の分析データによる医師国家試験の合格者の向上 6-8-A-01_(03)岐阜大学医学部医学科における教学IRの実践と課題 6-8-A-02_(03)分野別教学IR部門によるPDCAサイクルの実践 （再掲）6-8-1-01_(03)医師国家試験合格者数（岐阜大学概要より抜粋）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組

<活動取組6－8－Aについて>

- ・平成29年4月に医学系研究科・医学部内に設置した「医学教育IR室」において、医師国家試験の合格率が低迷が続いている要因等を分析するため、医師国家試験の合格・不合格に影響を与えられる因子を解析した結果、学生一人一人が自分のリスクの程度を知ることの重要性を洗い出し、それに併せた指導を行うことを課題解決策として抽出した。この結果、平成28年度の医師国家試験の合格率が88.2%と低迷していたが、平成29年度には95.3%（全国平均：93.3%）、平成30年度には96.9%（全国平均：92.4%）と回復した。

改善を要する事項

- ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学部看護学科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(04)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(04)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	（再掲） 6-1-1-01_(04)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（学部） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(04)平成30年度までの科目のナンバリング 6-3-1-05_(04)平成31年度カリキュラム科目一覧（ナンバリング・開講時期・単位・時間数） - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-06_(04)学生生活と履修の手引き2019 ※p15-p26
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス

	6-3-2-01_(04)シラバス 2019 6-3-2-02_(00) 2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則 6-3-3-02_(04) 平成30年度新入生・編入学生既習得単位認定案作成作業手引き
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(04)シラバス 2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(04)シラバス 2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン （再掲）6-3-1-06_(04)学生生活と履修の手引き 2019 ※p15-p26
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(04)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(04)シラバス 2019
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(04)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(04)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(04)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(04)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト 6-5-4-01_(04)H29第6回（29.9.20）FD委員会報告 6-5-4-02_(04)サポートルーム「障害修学支援FD」資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料（非公表）

	（再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-03_(00)アカデミック・コアによる学習相談
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲） 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ （再掲） 6-3-2-01_(04)シラバス2019
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-06_(04)学生生活と履修の手引き2019 ※p29
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(04)成績評価の分布表（平成29年度） （非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料

	6-6-3-02_(00)H30 第15回教学企画室会議報告 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-04_(04)統合実習 評価表
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(04)成績評価に関する異議申し立てに関する申合せ（案） ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-02_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-4	成績に対する意義申立て制度について、現状では制度として設けていないが、担当委員会（教務厚生委員会）にて、制度を整え機能する仕組みについて検討を開始している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）」	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第60条

要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(04)岐阜大学医学部規程 ※第16条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第61条 6-7-1-03_(00)岐阜大学学位規則 ※第5条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-06_(04)学生生活と履修の手引き 2019 ※p30
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 6-7-4-01_(04)平成30年度第12回看護学科・第9回看護学専攻教授会議記録（臨時）記録 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(04)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(04)過去5年看護師保健師助産師資格取得者数推移 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(04)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(04)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(04)平成29年度卒業生アンケート調査結果
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(04)社会貢献部会の取り組み Home Coming Day 及び在校生と卒業生の交流会

	・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(04)社会貢献部会の取り組み Home Coming Day 及び在校生と卒業生の交流会
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(04)看護師育成検討会議（平成30年度）（非公表） ※p7、p11－p12
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 工学部

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(05)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(05)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(05)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－3－1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（学部） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成 28 年度第 9 回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(05)カリキュラムマップ 2019 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(05)岐阜大学工学部規程 ※p9-p22
分析項目 6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(05)JABEE 認定証 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス

	6-3-2-02_(05)シラバス 2019 6-3-2-03_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則 6-3-3-02_(05)平成31年度工学部3年次編入学者既修得単位認定申合せ
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(05)シラバス 2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(05)シラバス 2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(05)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(05)シラバス 2019
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6－4－10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(05)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(05)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(05)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(05)学外研修インターンシップ参加者について
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(05)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)アカデミック・コアによる学習相談

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	・ ツイニングプログラムの実施について 6-5-A-01_(05) ツイニングプログラム学生募集要項 ※p1
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ＜活動取組 6－5－Aについて＞ ・「日本語のできる指導的技術者の育成」を目標とし、学部教育の前半の期間（通常 2.5 年）に現地の大学で日本語教育及び専門基礎教育を、後半の 2 年に日本で専門教育を実施し、全てを終了した学生に大学の学位を授与するプログラムであり、岐阜大学工学部はハノイ工科大学及びダナン大学と協定を締結し、留学生を 3 年次に受け入れている。今年度は、ハノイ工科大学から 2 名を機械工学科にダナン大学から 2 名を社会基盤工学科に合計 4 名を受け入れている。	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-2-1-01_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ 6-6-1-01_(05) 工学部・工学研究科の成績評価に関する申合せ （再掲） 6-3-2-02_(05) シラバス 2019
分析項目 6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01_(05) 工学部便覧 ※p45～p46
分析項目 6－6－3	・ 成績評価の分布表

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-6-3-01_(05)成績評価の分布表（平成29年度） （非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)H30 第15回教学企画室会議報告 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(05)成績評価に対する異議申立てについて （再掲） 6-6-1-01_(05)工学部・工学研究科の成績評価に関する申合せ ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-02_(05)2018年度成績異議申立一覧 （非公表） ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-03_(05)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第60条 （再掲）6-3-1-05_(05)岐阜大学工学部規程 ※第25条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第61条 根拠資料 6-7-1-02_(00)岐阜大学学位規則 ※第5条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-6-2-01_(05)工学部便覧 ※p74、p84、p95、p112
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(05)平成30年度第12回教務委員会議事 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(05)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(05)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(05)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(05)置手紙（学部）集計
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 ※p19-p24 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 ※p19-p24
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(00)岐阜大学OB・OGによる仕事セミナー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 応用生物科学部

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_ (06) 教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_ (06) 教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_ (00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(06)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（学部） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(06)授業概要シラバス（獣医以外） ※p41-p43 6-3-1-05_(06)授業概要シラバス（獣医） ※p21 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-06_(06)岐阜大学応用生物科学部規程
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス

	6-3-2-01_(06)シラバス 2019 6-3-2-02_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 6-3-2-03_(06)第三者教育評価抜粋 6-3-2-04_(06)共同獣医学科第三者教育評価抜粋
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則 6-3-3-02_(06)岐阜大学応用生物科学部における編入学生の既修得単位の認定に関する申合せ （再掲） 6-3-1-06_(06)岐阜大学応用生物科学部規程 ※第 9 条
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6-3-A	・鳥取大学と共同獣医学教育を実施 6-3-A-01_(06)H30 年度時間割（岐阜大学・鳥取大学） 6-3-A-02_(06)H30 年度遠隔授業一覧表 6-3-A-03_(06)共同獣医学科カリキュラムマップ

	6-3-A-04_(06)共同獣医学科のカリキュラム（補足資料と実施要項等） ※p0、p1-p2
活動取組6－3－B	・教育評価システムの構築と教育改善室の取組 6-3-B-01_(06)岐阜大学応用生物科学部教育評価システム規程 6-3-B-02_(06)岐阜大学応用生物科学部教育改善室要項 6-3-B-03_(06)岐阜大学応用生物科学部教育評価外部委員会要項 6-3-B-04_(06)岐阜大学応用生物科学部第三者教育評価委員会要項 6-3-B-05_(06)岐阜大学応用生物科学部コース・学科内教育評価委員会要項 6-3-B-06_(06)応用生物科学部教育評価ワークシート応生 6-3-B-07_(06)応用生物科学部教育評価ワークシート生環 6-3-B-08_(06)第三者教育評価答申書 6-3-B-09_(06)将来構想検討WG（教育）設置 6-3-B-10_(06)最終答申書 29.12.25（応用生物科学部将来構想検討WG） 6-3-B-11_(06)応用生物科学部教育評価ワークシート獣医 6-3-B-12_(06)第三者教育評価答申書（獣医） 6-3-B-13_(06)第三者教育評価結果への回答（獣医学科長） 6-3-B-14_(06)教育改善記録（応生）H30 6-3-B-15_(06)成績評価分布の分析（応生教育改善室） 6-3-B-16_(06)卒業時の達成度検証（教学企画室資料） 6-3-B-17_(06)H26 応生シンポジウム（各種評価・アンケートの活用）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組6－3－Aについて> ・遠隔授業システムを整備し、岐阜と鳥取の距離を問題にせず、効果的な双方向同時授業を実現しており、獣医学コア・カリキュラムに記載されている科目のみならず、教養基礎力養成演習などの導入科目やインターンシップ、卒業研究に至るまで、共通の教育理念の元で体系的なカリキュラムを構築している。 <活動取組6－3－Bについて>	

・学部独自の教育評価システムを構築し、課程・学科ごとの教育に関する組織評価を行っている。その評価結果をカリキュラム編成、教員の担当コマ数の見直し、人事等、改革につなげており、学生による授業評価アンケートにより浮かび上がる問題点に対して、教員個人の問題とするのではなく、カリキュラムにおける当該科目の位置づけを意識しながら授業改善を推進するために、平成22年に設置された教育改善室が中心となってPDCAサイクルを効果的に回している。また、成績評価の分析、卒業時の到達度検証など、教学IRを推進し、その成果を全学の教学企画室において情報共有するとともに、学部の教育改善に活用しており、取り組み内容が他学部の参考になるように、応用生物科学部シンポジウムにおいて公表している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(06)シラバス2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(06)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(06)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(06)シラバス2019
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その	・大学院学則

他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(06)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(06)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(06)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(06)インターンシップ実施状況（獣医以外） 6-5-3-02_(06)インターンシップ実施状況（獣医）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(06)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） - 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 - 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)アカデミック・コアによる学習相談
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・ 初年次セミナーでの組織的な取組、推薦入試Ⅰ入学者を対象とした数学、化学、生物、英語のリメディアル教育、教養基礎科目の能力別クラスの実施 6-5-A-01_(06)初年次セミナー・教員マニュアル 6-5-A-02_(06)H30初年次セミナーアンケート統計 6-5-A-03_(06)補習教育の実施計画 6-5-A-04_(06)習熟度テストの案内（掲示用） 6-5-A-05_(06)習熟度テストクラス分け 6-5-A-06_(06)成績評価分布の分析（抜粋）教養基礎科目
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組6-5-Aについて> ・ 学部共通のカリキュラムを作成し、1年次前学期の初年次セミナーにおいて、レポートの書き方について、ティーチングアシスタント・ステューデントアシスタント制度を活用して、学生の能力に応じた個別添削指導を行っている。推薦入試Ⅰ入学者は、農業高校を中心とした専門高校の出身者であることから、入学前の段階で普通科の教科書を用い、数学・化学・生物・英語についてリメディアル教育を行っている。また、1年生を対象とする必修の教養基礎科目（基礎数学、物理学Ⅰ、化学Ⅰ、生物学Ⅰ）の授業を入学式前に行う習熟度テストの成績に基づき、習熟度別クラスを編成して実施している。	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-2-1-01_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ (再掲) 6-3-2-01_(06) シラバス 2019
分析項目 6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-04_(06) 授業概要シラバス（獣医以外） ※p7-p8 (再掲) 6-3-1-05_(06) 授業概要シラバス（獣医） ※p10-p11
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(06) 成績評価の分布表（平成 29 年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00) H30 第 15 回教学企画室会議報告 ・GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00) 岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 (再掲) 6-3-1-04_(06) 授業概要シラバス（獣医以外） ※p7-p8 (再掲) 6-3-1-05_(06) 授業概要シラバス（獣医） ※p10-p11 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 6-3-1-04_(06) 授業概要シラバス（獣医以外） ※p8 (再掲) 6-3-1-05_(06) 授業概要シラバス（獣医） ※p11 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-01_(06) 平成 30 年度成績異議申し立て状況 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-02_(00) 学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	

・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第60条 （再掲）6-3-1-06_(06)岐阜大学応用生物科学部規程 ※第15条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学則 ※第61条 6-7-1-02_(00)岐阜大学学位規則 ※第5条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-04_(06)授業概要シラバス（獣医以外） ※p4-p5

	(再掲) 6-3-1-05_(06)授業概要シラバス（獣医） ※p8
分析項目 6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(06)平成30年度卒業判定資料（教学委員会） 6-7-4-02_(06)平成30年度卒業判定資料（獣医学） 6-7-4-03_(06)平成31年度第1回教授会記録 6-7-4-04_(06)平成30年度教学委員会議事録（獣医学課程以外） 6-7-4-05_(06)平成30年度教学委員会議事録（獣医学課程） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(06)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(06)平成30年度学芸員資格取得者一覧 6-8-1-02_(06)教員免許状取得状況 6-8-1-03_(06)獣医師国家試験の結果（H24-H30） ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(06)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(06)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(06)卒業生の活躍（新聞記事：鶴匠山下さん）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(06)卒業時アンケート集計結果（平成29年度）
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 ※p19-p24 6-8-4-02_(06)就職フェア2018実施報告 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(00)卒業生から見た在学生のキャリア教育に関する実態調査 （再掲）6-8-4-02_(06)就職フェア2018実施報告
分析項目6-8-5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-5-01_(00)岐阜大学OB・OGによる仕事セミナー 6-8-5-02_(06)企業説明会アンケート （再掲） 6-8-4-02_(06)就職フェア 2018 実施報告
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 教育学研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(07)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(07)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ

分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 6-1-1-01_(07)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成 28 年度第 9 回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(07)ナンバリング ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(07)履修の手引き ※p5-p16
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(07)教育学研究科教職実践開発専攻認証評価結果

	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス 6-3-2-02_(07)シラバス 2019 6-3-2-03_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第40条 6-3-3-02_(07)教育学研究科規程 ※第8条、第12条
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第22条～第24条 6-3-4-01_(07)学位論文および最終試験要項 ※第2条 6-3-4-02_(07)教育学研究科履修要項 ※第3条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-03_(07)履修計画届 （再掲）6-3-4-02_(07)教育学研究科履修要項 ※第3条 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-04_(07)学外実習について H30 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-05_(00)平成30年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-06_(00)平成30年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_T A、R A、S A、チューター実績報告書 ※p1 6-3-4-07_(07)平成30年度 TA 実績
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ

教育課程連携協議会を運用していること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 - シラバス （再掲）6-3-2-02_(07)シラバス2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(07)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン
分析項目6-4-4	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）

教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・ CAP制に関する規定 (再掲) 6-3-4-02_(07)教育学研究科履修要項 ※第4条第2項
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 (再掲) 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第35条 6-4-6-01_(07)教育方法の特例 (再掲) 6-3-4-02_(07)教育学研究科履修要項 ※第6条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料 6-4-8-01_(07)教職大学院実習の手引き（抜粋） 6-4-8-02_(07)岐阜大学教職大学院連携連絡協議会要項 6-4-8-03_(07)連携協力校との連携状況
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・ 実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表 (再掲) 6-4-6-01_(07)教育方法の特例
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料

分析項目 6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－4－9	図書館について、平日は 21 時 30 分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は 18 時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－4－A	・教職大学院での管理職養成 6-4-A-01_(07)NITS 大賞優秀賞 6-4-A-02_(07)文部科学省グッドプラクティス 6-4-A-03_(07)スクールリーダー養成研修
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 6－4－Aについて> ・平成 29 年度より教職大学院を再編し学校管理職養成コース、教育実践開発コースを設置しており、学校管理職養成コースでは、13 名（H30）の県派遣教員が在籍している。平成 29 年度入学生は、平成 30 年度（M2）で 9 名が教頭として登用しており、岐阜県教育委員会と連携した学校管理職養成モデルとして、スクールリーダー養成研究（学校管理職養成講習）を実施し、岐阜県小中学校新任教務主任等 250 名強が受講し、学校管理職としての資質・能力育成プログラムの開発実践を行っている。また、文部科学省平成 30 年度「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～」に「教育委員会と連携した学校管理職養成」が掲載されているほか、（独）教職員支援機構平成 29 年度第 1 回 NITS 大賞優秀賞を「教職大学院と教育委員会の協働による学校管理職養成のシステムとコンテンツの開発」が受賞している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	6-5-1_(07)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(07)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(07)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(07)平成29年度参加学生と受入企業一覧
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(07)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願ひ申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)長期履修者一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-2-1-01_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ （再掲）6-3-2-02_(07) シラバス 2019
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-05_(07) 履修の手引き ※p34
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(07) 成績評価の分布表（平成29年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(07) 研究科委員会・教授会記録（H30.1.23） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00) 岐阜大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(07) 成績関係注意事項

	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-02_(07) 申し立て件数（非公表） ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-03_(00) 学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 43 条 （再掲）6-3-3-02_(07) 教育学研究科規程 ※第 4 条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 46 条 6-7-1-01_(00) 岐阜大学学位規則 ※第 19 条

分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-4-01_(07)学位論文および最終試験要項 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第46条 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-05_(07)履修の手引き ※p15-16
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(07)大学院修了認定資料（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-4-01_(07)学位論文および最終試験要項 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(07)学位論文および最終試験要項 6-7-4-02_(07)修士論文の審査体制 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-03_(07)審査及び試験に合格した学生の修士論文（非公表）
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(07)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(07)資格取得内訳一覧 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(07)論文受賞者
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(07)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(07)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(07)平成30年度教育実践研究助成事業の論文受賞者（非公表）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(07)教育学研究科修了生アンケート
分析項目6-8-4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概

卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(07)6年目研修資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(07)6年目研修資料
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(07)岐阜県教育委員会採用担当者との懇談会
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 地域科学研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(08)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(08)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(08)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(08)平成31(2019)年度「地域科学履修の手引」 ※p7 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(08)岐阜大学大学院地域科学研究科規程 ※p5、p6
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス 6-3-2-01_(08)シラバス2019

岐阜大学大学院 領域6（地域科学研究科）

	6-3-2-02_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第40条 （再掲）6-3-1-05_(08)岐阜大学大学院地域科学研究科規程 ※第12条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第22条～第24条 （再掲）6-3-1-05_(08)岐阜大学大学院地域科学研究科規程 ※第5条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-01_(08)研究指導計画書 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）4-2-5-15_岐阜大学地域科学部学術奨励金支給要項 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-02_(00)平成30年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-03_(00)平成30年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_TA、RA、SA、チューター実績報告書 ※p2 6-3-4-04_(08)平成30年度 TA 台帳
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(08)シラバス2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(08)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン （再掲）6-3-1-04_(08)平成31(2019)年度「地域科学履修の手引」
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定

分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 （再掲）6-3-1-05_(08)岐阜大学大学院地域科学研究科規程 ※第6条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表 6-4-9-02_(08)2018 授業時間割後学期 6-4-9-03_(08)平成31年度地域科学研究科修士課程学生募集要項
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-9	図書館について、平日は21時30分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は18時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(08)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(08)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(08)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(08)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)長期履修者一覧
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ 6-6-1-01_(08)地域科学研究科における成績評価に関する内規 （再掲）6-3-2-01_(08)シラバス2019
分析項目6－6－2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-04_(08)平成31(2019)年度「地域科学履修の手引」※p8
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(08)成績評価の分布表（平成29年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(08)第4回教務厚生委員会議事録（平成30年7月4日） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(08)成績評価異議申立制度申合せ 6-6-4-02_(08)異議申し立て学生揭示 6-6-4-03_(08)学務情報システム異議申し立て通知 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-04_(08)成績異議申立結果一覧（H30） ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-05_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第43条 （再掲）6-3-1-05_(08) 岐阜大学大学院地域科学研究科規程 ※第17条 （再掲）6-3-1-04_(08) 平成31(2019)年度「地域科学履修の手引」 ※p5-p13 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第46条 6-7-1-01_(00) 岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(08) 地域科学研究科学位論文及び最終試験要項 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第46条 （再掲）6-7-1-01_(00) 岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	- 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-04_(08) 平成31(2019)年度「地域科学履修の手引」 ※p5-p13 6-7-3-01_(08) 成績表チェック項目リスト
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(08) 研究科委員会（第243回）(H31.3.1) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉科学 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(08) 地域科学研究科学位論文及び最終試験要項

	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 6-7-2-01_(08)地域科学研究科学位論文及び最終試験要項 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-02_(08)修士論文表紙 6-7-4-03_(08)学位審査関係書類写し (非公表)
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(08)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料

分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(08)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(08)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(08)平成29年度修了生アンケート集計結果 6-8-3-02_(08)自己評価報告書抜粋 修正アンケート検討結果
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(08)同窓生アンケート実施報告書 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(08)同窓生アンケート実施報告書
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(08)企業訪問報告検討結果
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。	
活動取組6-8-A	・卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生及び就職先の関係者からの意見聴取による学習成果等の確認 6-8-A-01_(02)平成30年度地域科学部外部評価報告書 ※p43-p49、p66-p67 （再掲）6-8-4-01_(08)同窓生アンケート実施報告書 ※p3-p8 （再掲）6-8-5-01_(08)企業訪問報告検討結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 <活動取組6－8－Aについて> ・意見聴取（学部同窓生アンケート調査及び研究科同窓生アンケート：平成30年9月実施）を実施し、卒業（修了）後5年以上経過し、就業経験を経た者を中心とする卒業（修了）生について、外部評価の結果から、幅広い仕事に対応できる能力育成につながったという評価が示されている。
改善を要する事項 ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学系研究科 医科学専攻

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(09)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(09)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	（再掲） 6-1-1-01_(09)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(09)ナンバリング作成資料 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(09)岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※p8-p24
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス 6-3-2-01_(09)シラバス2019

	6-3-2-02_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第40条 （再掲）6-3-1-05_(09)岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第21条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第22条～第24条 （再掲）6-3-1-05_(09)岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第12条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-05_(09)岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第12条 6-3-4-01_(09)シラバス例 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-02_(00)平成30年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-03_(00)平成30年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_TA、RA、SA、チューター実績報告書 ※p4 6-3-4-04_(09)TA採用 6-3-4-05_(09)RA採用
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(09)シラバス2019
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(09)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・シラバス
分析項目6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定

分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第35条 （再掲）6-3-1-05_(09)岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第6条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表 6-4-9-02_(09)医学系研究科時間割・講義担当者一覧（H30）
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-9	図書館について、平日は21時30分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は18時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(09)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(09)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(09)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(09)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料

	（再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)長期履修者一覧
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ （再掲） 6-3-2-01_(09)シラバス2019
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲） 6-3-2-01_(09)シラバス2019

分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01_(09)成績評価の分布表（平成 29 年度）（非公表） ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)H30 第 15 回教学企画室会議報告 ・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-01_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－4	成績に対する異議申立て制度について、現状では制度として設けていないが、担当委員会にて、制度を整え機能する仕組みについて検討を開始している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定

岐阜大学 領域6（医学系研究科 医科学専攻）

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	（再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第45条 （再掲）6-3-1-05_(09)岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第25条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第46条 6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(09)博士学位手続き要領（博士課程） 6-7-2-02_(09)博士課程・博士後期課程論文博士の学位の申請手続き要領 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 6-7-2-03_(09)岐阜大学大学院医学系研究科における博士（医学）の学位の取扱い細則
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-7-3-01_(09)H30 大学院諸規則（ガイダンス資料：規則省略）
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(09)第9回医学研究科教授会議・第9回医学科教授会議記録 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-03_(09)岐阜大学大学院医学系研究科における博士（医学）の学位の取扱い細則 ※第4条、第5条、第14条 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-7-2-03_(09)岐阜大学大学院医学系研究科における博士（医学）の学位の取扱い細則 ※第13条 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-02_(09)主論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料

【特記事項】
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(09)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(09)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ

卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	ビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(09)平成29年度 医学系研究科学学位授与者アンケート結果
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(09)岐阜県医師育成・確保コンソーシアム意見
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 医学系研究科看護学専攻

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(10)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(10)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(10)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(10)コースツリー - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(10)履修案内2019 ※p4-p5
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス 6-3-2-01_(10)シラバス2019

岐阜大学 領域 6（医学系研究科看護学専攻）

	6-3-2-02_(00) 2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目 6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 40 条 6-3-3-02_(10) 岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第 21 条
分析項目 6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 22 条～第 24 条 （再掲）6-3-3-02_(10) 岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第 12 条 6-3-4-01_(10) ガイダンス内容・資料一覧 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(10) 研究計画発表会・倫理審査小委員会フローチャート （再掲）6-3-3-02_(10) 岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第 12 条 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-03_(00) 平成 30 年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-04_(00) 平成 30 年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_T A、R A、S A、チューター実績報告書 ※p3
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲） 6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲） 6-3-2-01_(10)シラバス 2019
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲） 6-3-2-01_(10)シラバス 2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン （再掲） 6-3-1-05_(10)履修案内 2019 ※p4-p5
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・シラバス
分析項目6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定

岐阜大学 領域6（医学系研究科看護学専攻）

分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第35条 （再掲）6-3-3-02_(10) 岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第6条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00) 図書館開館予定表 6-4-9-02_(10) 平成31年度集中講義開講一覧
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-9	図書館について、平日は21時30分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は18時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対する配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(10)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(10)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(10)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(10)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料

	（再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト 6-5-4-01_(10)障害のある学生への支援 学務委員会議事録（29 年度 10 回） 6-5-4-02_(10)障がいのある学生に対する支援 ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成 30 年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-03_(00)長期履修者一覧
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・ 該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ （再掲） 6-3-2-01_(10)シラバス 2019
分析項目 6－6－2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所。 (再掲) 6-3-2-01_(10)シラバス 2019
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01_(10)成績評価の分布表（平成 29 年度）（非公表） ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)H30 第 15 回教学企画室会議報告 ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-01_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-6-4	成績に対する意義申立て制度について、現状では制度として設けていないが、担当委員会（教務厚生委員会）にて、制度を整え機能する仕組みについて検討を開始している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・ 該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

岐阜大学 領域6（医学系研究科看護学専攻）

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第43条 （再掲）6-3-3-02_(10)岐阜大学大学院医学系研究科規程 ※第28条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第46条 6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(10)看護学専攻における学位論文審査の手引き ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 6-7-2-02_(10)第11回看護学科・第6回看護学専攻教授会議（臨時） （再掲）6-3-4-02_(10)研究計画発表会・倫理審査小委員会フローチャート
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-05_(10)履修案内 2019 ※p1
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-2-02_(10)第11回看護学科・第6回看護学専攻教授会議（臨時） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 6-7-4-01_(10)岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位論文の審査に関する取扱要項 （再掲）6-7-2-01_(10)看護学専攻における学位論文審査の手引き ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-7-4-01_(10)岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位論文の審査に関する取扱要項 ※第4条～第7条 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-02_(10)修士（看護学）授与台帳

分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(10)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(10)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(10)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」

岐阜大学 領域 6（医学系研究科看護学専攻）

	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(10)大学院アンケート集計結果
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(00)同窓会会報 2018 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5 年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲） 6-8-4-01_(00)同窓会会報 2018
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(10)看護師育成検討会議（平成 30 年度） （非公表） ※p7、p11-p12
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(11)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ 6-2-1-02_(11)学位論文の基礎となる学術論文に関する判定基準

分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 6-1-1-01_(11)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成 28 年度第 9 回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(11)カリキュラムマップ - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(11)研究科規程の別表（科目一覧）
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス

	6-3-2-01_(11)シラバス 2019 6-3-2-02_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第 40 条
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第 22 条～第 24 条 6-3-4-01_(11)岐阜大学大学院工学研究科規程 ※第 7 条 6-3-4-02_(11)岐阜大学大学院工学研究科博士課程における履修方法等の取扱要項 ※第 2 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料。 （再掲）6-3-4-01_(11)岐阜大学大学院工学研究科規程 ※第 7 条 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料。 6-3-4-03_(11)工学部・工学研究科学生への国際会議発表における奨学金支援取扱要項 6-3-4-04_(11)国際学会発表における奨学金支援申請書一覧 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-05_(11)国立大学法人岐阜大学と独立行政法人産業技術総合研究所との教育研究協力に関する協定書 6-3-4-06_(11)スタッフの紹介(環境エネルギーシステム専攻(D)) ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-07_(00)平成 30 年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-08_(00)平成 30 年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_T A、R A、S A、チューター実績報告書 ※p4
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料

【特記事項】
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－4－1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目 6－4－2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲） 6-4-1-01_(00)学年暦 ・ シラバス （再掲） 6-3-2-01_(11)シラバス 2019
分析項目 6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲） 6-3-2-01_(11)シラバス 2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン 6-4-3-02_(11)大学院便覧（H31 年度） p44-p55、p67-p68
分析項目 6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） ・ シラバス

と	
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 (再掲) 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第35条 (再掲) 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第4条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料。 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表 (再掲) 6-4-3-02_(11)大学院便覧(H31年度) ※p12、p38
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・日同時性、双方向性・日双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要綱、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－4－9	図書館について、平日は 21 時 30 分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は 18 時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） 6-5-1_(11)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） 6-5-2_(11)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3） 6-5-3_(11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(11)インターンシップ参加状況 （再掲） 6-4-3-02_(11)大学院便覧（H31 年度） ※p73、p74

分析項目 6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4） 6-5-4_(11)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成 30 年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-3-1-05_(11)研究科規程の別表（科目一覧） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成 30 年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)長期履修者一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ 6-6-1-01_(11)工学部・工学研究科の成績評価に関する申合せ (再掲) 6-3-2-01_(11)シラバス 2019
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-4-3-02_(11)大学院便覧（H31年度） ※p67-p68
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(11)成績評価の分布表（平成29年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)H30 第15回教学企画室会議報告 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00)岐阜大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 6-6-1-01_(11)工学部・工学研究科の成績評価に関する申合せ ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-01_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-4	成績に対する異議申立て制度についての平成30年度の実績はない。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第43条 （再掲）6-3-4-01_(11)岐阜大学大学院工学研究科規程 ※第22条 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第43条 6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(11)岐阜大学大学院工学研究科における課程申請による博士の学位に関する取扱要項 本則 6-7-2-02_(11)岐阜大学大学院工学研究科における課程申請による博士の学位に関する取扱要項 様式 （再掲）6-2-1-02_(11)学位論文の基礎となる学術論文に関する判定基準 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第43条 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-4-3-02_(11)大学院便覧（H31年度） ※p54-p55、p61-p65
分析項目6-7-4	教授会等での審議状況等の資料

卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	6-7-4-01_(11)第10回_大学院専攻会議議事録（H30） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(11)岐阜大学大学院工学研究科における課程申請による博士の学位に関する取扱要項 本則 （再掲）6-2-1-02_(11)学位論文の基礎となる学術論文に関する判定基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-7-2-01_(11)岐阜大学大学院工学研究科における課程申請による博士の学位に関する取扱要項 本則 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-02_(11)学位論文一覧表 6-7-4-03_(11)論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(11)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(11)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(11)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(11)工学研究科への置き手紙
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(11)アンケート結果 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料（再掲） 6-8-4-01_(11)アンケート結果 ※p6-p18
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：自然科学技術研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(12)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(12)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(12)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-04_(12)履修案内 ※p9-p47
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス 6-3-2-01_(12)シラバス2019 6-3-2-02_(00)2019シラバス点検結果一覧表

	・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目 6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 40 条
分析項目 6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 22 条～第 24 条 6-3-4-01_(12) 岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程 ※第 5 条、第 6 条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(12) 研究指導報告書（学位論文審査及び最終試験結果報告）（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(12) 国際会議発表における奨学金支援取扱要項 6-3-4-04_(12) 国際学会発表における奨学金支援申請書一覧 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-05_(12) 産業技術総合研究所（協定書及び覚書） 6-3-4-06_(12) 国立大学法人岐阜大学と独立行政法人産業技術総合研究所との教育研究協力に関する協定書 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-07_(00) 平成 30 年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-08_(00) 平成 30 年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_T A、R A、S A、チューター実績報告書 ※p4-p5
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-3-A	・デザイン思考教育の実施について 6-3-A-01_(12)デザイン思考教育について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組6-3-Aについて> ・デザイン思考教育は自然科学技術研究科の全修士1年生を対象に、2017年度に創設した科目群であり、例えば、前学期に必修科目「デザイン思考序論」を、後学期に選択科目「デザイン思考トレーニング」を開講している。デザイン思考はデザイナーが課題解決するときの思考方法を体系化した手法であり、この手法のメリットはノンデザイナーであってもデザイン思考の手法に沿って、グループで積極的に話し合うことで、だれもが課題解決する力、最適解を提案する能力を育成することができる点である。また、デザイン思考は多様な文脈で活用することができ、本研究科では科学技術を社会の最適化に活用するモデル構築力の育成に適用している。本教育プログラムの研究において、学生がこの一連の学習プロセスを理解していることは学生が書いた記述文を言語解析し確認している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(12)学年暦（1～4ターム）
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(12)学年暦（1～4ターム） ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(12)シラバス2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(12)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン （再掲）6-3-1-04_(12)履修案内 ※p1-p2

分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第35条 （再掲）6-3-4-01_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程 ※第14条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・日同時性、双方向性・日双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要綱、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－4－9	図書館について、平日は 21 時 30 分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は 18 時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） 6-5-1_(12) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） 6-5-2_(12) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3） 6-5-3_(12) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(12) インターンシップの実施状況 6-5-3-02_(12) グローバルインターンシップの実施状況

分析項目 6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4） 6-5-4_(12)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成 30 年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-01_(12)Advanced Global program (AGP) 履修科目（英文） （再掲）根拠資料 6－3－1－4 （自然科学技術研究科）履修案内 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成 30 年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願ひ申請者一覧（非公表） 6-5-4-02_(00)長期履修者一覧
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	・社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座の実施について 6-5-A-01_(12)社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニット運営協議会・幹事会合同会議（非公表） 6-5-A-02_(12)社会基盤メンテナンスエキスパート受講者及び合格者
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 6－5－Aについて>	

・インフラマネジメント技術研究センターと連携し、履修証明プログラムとして「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座」を開講しており、管理（行政）側と建設関連業（民間）側それぞれの技術者が、短期集中カリキュラムにおける所定の科目を履修することにより、共通の高度な知識を持った総合技術者を養成する、社会人の学び直しの場となっている。講座受講者は、別途実施される「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）認定試験」に合格することで社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）に認定しており、平成30年度は、前期32名、後期32名の合計64名が履修している。
改善を要する事項
・該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-2-1-01_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ (再掲) 6-3-2-01_(12) シラバス 2019
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-04_(12) 履修案内 ※p4
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(12) 成績評価の分布表（平成29年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00) H30 第15回教学企画室会議報告 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00) 岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(12) 成績評価に対する異議申立について（お知らせ） ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-02_(12) 成績異議申立・訂正願 6-6-4-03_(12) 平成30年度成績評価に対する異議申し立て状況 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）

	6-6-4-04_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第43条 （再掲）6-3-4-01_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程 ※第19条 6-7-1-01_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程（別表1・2） 6-7-1-02_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程（別表3・4・5・6） - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第46条 6-7-1-03_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科における修士の学位に関する取扱要項 ※第4、第5

に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	6-7-2-02_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科大学院委員会要項 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第 46 条 （再掲）6-7-1-03_(00)岐阜大学学位規則 ※第 19 条
分析項目 6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-7-3-01_(12)平成 30 年度前学期配付物一覧 （再掲）6-3-1-04_(12)履修案内 ※p3
分析項目 6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(12)第 16 回 大学院委員会議事録（H30） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科における修士の学位に関する取扱要項 ※第 4、第 5 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-7-2-01_(12)岐阜大学大学院自然科学技術研究科における修士の学位に関する取扱要項 ※第 4、第 5 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-02_(12)学位審査報告書
分析項目 6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(12)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(12)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(12)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(12)修了時アンケート
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	- 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－2	平成29年度設置のため、平成30年度の修了生が1年目の修了生となるため、卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）は該当しない。
分析項目6－8－4	平成29年度設置のため、平成30年度の修了生が1年目の修了生となるため、同分析項目は該当しない。
分析項目6－8－5	平成29年度設置のため、平成30年度の修了生が1年目の修了生となるため、同分析項目は該当しない。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：共同獣医学研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(13)大学院便覧 ※p1
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(13)大学院便覧 ※p1 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	（再掲） 6-1-1-01_(13)大学院便覧 ※p1
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－3－1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-1-1-01_(13)大学院便覧 ※p10 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)（ナンバリング関連資料）平成 28 年度第 9 回教学委員会議事要旨 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-1-1-01_(13)大学院便覧 ※p11-p22 6-3-1-03_(13)岐阜大学大学院共同獣医学研究科規程 ※p4
分析項目 6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス 6-3-2-01_(13)2019 シラバス

	6-3-2-02_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第40条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲） 6-3-1-03_(13)岐阜大学大学院共同獣医学研究科規程 ※第5条、第6条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲） 6-3-1-03_(13)岐阜大学大学院共同獣医学研究科規程 ※第6条 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 - シラバス （再掲）6-3-2-01_(13)2019シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(13)2019シラバス 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン （再掲）6-1-1-01_(13)大学院便覧 ※p6
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	- 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） - シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第35条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表
分析項目6－4－10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－4－9	図書館について、平日は21時30分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は18時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-3-2-01_(13)2019シラバス ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす	
☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-2-1-01_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ (再掲) 6-3-2-01_(13) 2019 シラバス
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-1-1-01_(13) 大学院便覧 ※p 7
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(13) 共同獣医学研究科の成績評価に関する異議申し立てに関する申合せ ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-02_(00) 学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第45条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第46条 6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(13)学位論文に関する確認・学位論文の基礎となる学術論文の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第46条 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-1-1-01_(13)大学院便覧 ※p57
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等

	6-7-4-01_ (13)岐阜大学大学院共同獣医学研究科における博士（獣医学）の学位の取扱細則 （再掲） 6-7-2-01_ (13)学位論文に関する確認・学位論文の基礎となる学術論文の基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲） 6-7-4-01_ (13)岐阜大学大学院共同獣医学研究科における博士（獣医学）の学位の取扱細則 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。 ・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 連合農学研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(14)学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01_(14)教育課程方針 6-2-1-02_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	（再掲） 6-1-1-01_(14)学位授与方針 （再掲） 6-2-1-01_(14)教育課程方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 ・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－3－1 教育課程の編成が、体系性を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(14)カリキュラムマップ 6-3-1-05_(14)科目ナンバリングについて - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-06_(14)履修の手引き 2019 ※P3-5 6-3-1-07_(14)履修の手引き 2019 英語特別プログラム ※P3-5
分析項目6－3－2	分野別第三者評価の結果

授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・ シラバス 6-3-2-01_(14)シラバス 2019 6-3-2-02_(00)2019 シラバス点検結果一覧表 ・ その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第 40 条
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第 22 条～第 24 条 6-3-4-01_(14)連合農学研究科規程 ※第 9 条～第 11 条 ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(14)連合農学研究科規程 ※第 9 条～第 11 条、p34 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02_(14)平成 30 年度国際学会発表学生援助（第 2 次）のお知らせ ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(14)主指導教員となり得る者の教育研究分野・受験専門科目一覧 6-3-4-04_(14)研究指導一覧（非公表） 6-3-4-05_(14)【取扱注意】教員名簿（非公表） ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-06_(00)平成 30 年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-07_(00)平成 30 年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_T A、R A、S A、チューター実績報告書 ※p6
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ

教育課程連携協議会を運用していること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－4－1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00) 学年暦 6-4-1-02_(14) アカデミックカレンダー
分析項目 6－4－2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00) 学年暦 （再掲）6-4-1-02_(14) アカデミックカレンダー ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(14) シラバス 2019
分析項目 6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(14) シラバス 2019 6-4-3-01_(00) シラバス作成のためのガイドライン

分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 (再掲) 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第35条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－4－9	図書館について、平日は 21 時 30 分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は 18 時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） 6-5-1_(14) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） 6-5-2_(14) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3） 6-5-3_(14) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲） 6-3-1-06_(14) 履修の手引き 2019 ※p3 6-5-3-01_(14) 第9回連合農学研究科セミナーチラシ

	6-5-3-02_(14)平成30年度国際化推進事業募集案内 6-5-3-03_(14)国際化推進事業採択一覧
分析項目6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4） 6-5-4_(14)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-3-1-05_(14)科目ナンバリングについて ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)長期履修者一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6－5－A	・サンドイッチプログラムの実施 6-5-A-01_(14)サンドイッチプログラム採択者一覧 6-5-A-02_(14)サンドイッチプログラム・ポスター2019
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
<活動取組6-5-Aについて> ・海外協定大学から学生を特別研究学生として6カ月受入れ、連合農学研究科との教育・研究連携を促進しており、平成28年度からJASSO海外留学支援制度の採択により、経済支援を修士課程の受入学生にまで拡大することで同研究科への進学の出発点として活用している。また、受入実績については、平成26年度4名、平成27年度4名、平成28年度7名（修士2名（1名進学）、博士5名）、平成29年度8名（修士3名（1名進学）、博士5名）、平成30年度6名（修士2名、博士4名）となっており、生活支援としては、平成26・27年度の同研究科のRA経費にて雇用（月額8万円）、平成28年度からはJASSO海外協定受入支援制度及び同研究科のRA経費にて雇用（月額8万円）している。
改善を要する事項
・該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-2-1-02_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ （再掲）6-3-2-01_(14) シラバス 2019
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01_(14) 履修の手引き 日本語英語抜粋
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(14) 平成29年度連合農学研究科成績分布表（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(14) 成績分布図議事録等 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00) 岐阜大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-6-2-01_(14) 履修の手引き 日本語英語抜粋 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ

		・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-01_(00)学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-6-4	成績に対する異議申立て制度について、今年度から制度を設けたため実績はない。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
・該当なし		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）		
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・該当なし		
改善を要する事項		
・該当なし		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲） 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第45条 （再掲） 6-3-4-01_(14)連合農学研究科規程 ※第12条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲） 6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第46条 6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(14)学位論文審査手引き（学位論文審査学術雑誌の認定基準含む） ※p1-p14 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料

定されていること	（再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第45条 （再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条 6-7-2-02_(14)岐阜大学大学院連合農学研究科における博士（農学）の学位の取扱細則 ※第8条、第9条
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-7-3-01_(14)入学ガイダンス配布資料 （再掲）6-7-2-01_(14)学位論文審査手引き（学位論文審査学術雑誌の認定基準含む） ※p2、p8
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(14)第81回連合農学研究科委員会議事録 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(14)学位論文審査手引き（学位論文審査学術雑誌の認定基準含む） （再掲）6-7-2-02_(14)岐阜大学大学院連合農学研究科における博士（農学）の学位の取扱細則 6-7-4-02_(14)岐阜大学大学院連合農学研究科における博士（農学）の学位の取扱いに関する申合せ ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-7-2-01_(14)学位論文審査手引き（学位論文審査学術雑誌の認定基準含む） ・審査及び試験に合格した学生の学位論文。 6-7-4-03_(14)学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(14)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(14)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(14)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(14)修了生の活躍
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(14)修了生アンケート結果
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	- 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(14)岐阜大学大学院連合農学研究科修了生アンケート - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）

分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(14)第16回インダストリー部会議事録
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：連合創薬医療情報研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(15)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(15)教育課程方針・学位授与方針 6-2-1-01_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-1-1-01_(15)教育課程方針・学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（研究科） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 6-3-1-04_(15)カリキュラムマップ - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-05_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科規程 ※p4-p7
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス 6-3-2-01_(15)シラバス2019

	6-3-2-02_(00) 2019 シラバス点検結果一覧表 ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 40 条 （再掲）6-3-1-05_(15) 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科規程 ※第 14 条
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 22 条～第 24 条 6-3-4-01_(15) 大学院便覧 ※p36 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(15) 教育研究指導計画書（様式） 6-3-4-03_(15) 研究進捗状況等報告書（様式） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）4-2-5-25_岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における学生国際学会発表支援に係る基準 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-04_(15) 連携先一覧 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-05_(00) 平成 30 年度 研究倫理教育及びコンプライアンスの実施について（通知） 6-3-4-06_(00) 平成 30 年度公的研究費不正使用等防止コンプライアンス教育資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-5-10_T A、R A、S A、チューター実績報告書 ※p8 6-3-4-07_(15) 平成 30 年度リサーチ・アシスタント採用計画
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	

・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 6-4-2-01_(15)平成30年度授業開講日程表 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(15)シラバス2019
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全権、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、またはURLなど）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(15)シラバス2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・シラバス
分析項目6－4－5	・CAP制に関する規定

専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(00)岐阜大学大学院学則 ※第35条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(00)図書館開館予定表 6-4-9-02_(15)夜間及び土日開講科目 履修状況一覧
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-9	図書館について、平日は21時30分まで、土曜日、試験期の日曜日・祝日は18時まで開館しており、施設利用の観点から、夜間等における授業の実施に対しての配慮を行っている。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(15)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(15)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(15)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における学外実習の履修方法等の取扱い 6-5-3-02_(15)海外派遣実習における取扱い 6-5-3-03_(15)学外実習参加学生と受入企業一覧
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(15)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況

を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について （再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成 30 年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-01_(15)英語実践力UP 講座・英語演習の実施について ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成 30 年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願ひ申請者一覧（非公表） 6-5-4-02_(00)長期履修者一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	・創薬人材育成教育プログラム 6-5-A-01_(15)創薬プログラムポスター2018 6-5-A-02_(15)創薬プログラムポスター2019
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組 6－5－Aについて> ・医薬工獣等のワンキャンパスネットワーク（医学部、工学部、獣医学科、附属病院、動物病院、薬科大学が一つのキャンパス内に集積）を活用し、創薬に関する「論理」、「実践」、「応用」を統合した「創薬人材育成教育プログラム」の構築・実践に取り組み、創薬医療情報における最先端な領域で活躍できる人材の育成を目指しており、当研究科博士課程大学院生のみならず、全学の創薬に携わる様々な分野の博士・修士課程大学院生にも門戸を広げ、プログラムの充実を検討し、実施した。さらに、医学系研究科の大学院医学先端セミナーとして本プログラムが認定され、平成 31 年度より実施することとなった。	

改善を要する事項

・該当なし

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-2-1-01_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ （再掲）6-3-2-01_(15) シラバス 2019 （再掲）6-3-4-01_(15) 大学院便覧 ※p36、p37
分析項目 6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-4-01_(15) 大学院便覧 ※p36、p37
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(15) 成績評価の分布表（平成 29 年度）（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(15) 教務厚生委員会資料 ・GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00) 岐阜大学における GPA 制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(15) 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における履修方法等の取扱い ※第 7 条 6-6-4-02_(15) ガイダンス次第 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-03_(15) 学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 6－6－4	成績に対する異議申立て制度についての平成 30 年度の実績はない。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
■ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 45 条 （再掲）6-3-1-05_(15) 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科規程 ※第 17 条 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 45 条 6-7-1-01_(00) 岐阜大学学位規則 ※第 19 条 （再掲）6-3-1-05_(15) 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科規程 ※第 17 条
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(15) 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における博士の学位に関する細則 ※第 16 条～第 18 条 6-7-2-02_(15) 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における博士の学位に係る学位論文についての取扱い ※第 3 6-7-2-03_(15) 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科学位申請資格判定試験要項 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-3-01_(00) 岐阜大学大学院学則 ※第 45 条

岐阜大学 領域6（連合創薬医療情報研究科）

	（再掲）6-7-1-01_(00)岐阜大学学位規則 ※第19条 （再掲）6-3-1-05_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科規程 ※第17条
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-4-01_(15)大学院便覧 ※p23
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(15)研究科委員会資料 ※p.1、p.5 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における博士の学位に関する細則 ※第16条～第18条 （再掲）6-7-2-02_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における博士の学位に係る学位論文についての取扱い ※第3 （再掲）6-7-2-03_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科学位申請資格判定試験要項 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-7-2-01_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における博士の学位に関する細則 ※第16条～第18条 （再掲）6-7-2-02_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科における博士の学位に係る学位論文についての取扱い ※第3 （再掲）6-7-2-03_(15)岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科学位申請資格判定試験要項 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-02_(15)学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(15)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(15)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(15)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(15)平成30年度修了生アンケート
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>簡条書き</u>で記述すること。 ・該当なし 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし 改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：教育推進・学生支援機構

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
改善を要する事項	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01_(16)教育課程方針 6-2-1-02_(00)岐阜大学成績評価に関する申合せ
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(16)教育課程方針
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	教育課程方針は全学共通教育では定めていないものの、その代わりに『全学共通教育がめざす教養教育とは』、『履修科目の選び方』を履修案内に明記している。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(00)ナンバリング実施の手引き 6-3-1-02_(00)授業科目ナンバリング（全学共通教育） 6-3-1-03_(00)（ナンバリング関連資料）平成28年度第9回教学委員会議事要旨 - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-04_(16)履修案内（科目一覧）
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス 6-3-2-01_(16)シラバス2019 6-3-2-02_(00)2019シラバス点検結果一覧表

岐阜大学 領域 6（教育推進・学生支援機構）

	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料シラバス
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00)岐阜大学学則 ※第 46 条、第 49 条 6-3-3-02_(00)岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則 6-3-3-03_(16)岐阜大学教養科目に係る「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する取扱細則
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-3-1	教養教育はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーで『豊かな人間性を支える基盤的能力』として位置づけられており、学位授与方針として、進める力、伝える力、考える力の育成を掲げ、かつ本学が養成する高度な専門職業人には広い教養が不可欠であることを宣明している。これを受けて教育課程方針では、教養教育、すなわち人文、社会、自然科学等の幅広い学問分野の講義を全学共通教育として展開することを定めている。履修案内では、全学共通教育の意義、とりわけ専門教育との繋がりについて紙幅を割いて説き、すべての科目のシラバスでは、こうした理念を具現化するために、冒頭にあげた 3 つの能力に特化した記載欄を設けることで、これらの重要性を教員と学生が常に必然的に意識するよう仕向けている。このように、教員も学生も、全学共通教育が大学全体の方針とどのような関係にあるのかを常に考えるよう工夫しており、十分な体系性を有している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-3-A	・教養教育推進部門で行っている教養教育（幅広い学びを担保するための履修要件） 6-3-A-01_(16)2019 前期時間割
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 <活動取組6-3-Aについて> ・本学は、人文科学・社会科学・自然科学の科目について、【異分野からの学び】を重要視しており、得意分野などに偏った単位修得ではなく、「受験科目になかったもの」、「自分の知らない分野」、「自分の専門から遠いもの」を積極的に学んでもらうため、卒業に必要な最低修得単位数についての方針を定め、複数の分野から単位を修得する必要がある旨を全学共通教育科目の授業時間割表に掲載し学生に周知している。なお、時間割表は大学のWebページや学務情報システムに掲載している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(00)学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(00)学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(16)シラバス 2019
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(16)シラバス r2019 6-4-3-01_(00)シラバス作成のためのガイドライン 6-4-3-02_(16)履修案内（外国語のクラス分け・英語の集中クラス） 6-4-3-03_(16)シラバス入力項目の説明・マニュアル
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(16)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(16)シラバス 2019
分析項目6-4-5	・CAP制に関する規定

専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(16)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(16)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(16)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 6-5-3-01_(16)インターンシップ参加人数
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(16)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）4-2-3-04_外国人留学生チューター制度について

岐阜大学 領域6（教育推進・学生支援機構）

	（再掲）4-2-3-05_外国人留学生チューター実施状況（平成30年度） ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-03_教育推進・学生支援機構 サポートルーム Web サイト ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-4-04_サポートルーム対応件数（平成30年度） （再掲）4-2-4-05_サポートルーム合理的配慮願い申請者一覧（非公表） 6-5-4-01_(00)アカデミック・コアによる学習相談
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・全学共通教育と地域協学センターの連携による次世代地域リーダー育成プログラムの展開（COC と COC+の取組） 6-5-A-01_(16)岐阜大学次世代地域リーダー育成プログラム規程 6-5-A-02_(16)次世代地域リーダー育成プログラム修了者等人数（H27-30）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <活動取組6-5-Aについて> ・全学共通教育と地域協学センターは「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」（平成25年度採択）及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（平成27年度採択）にもとづき、地域志向人材の育成を目指す「次世代地域リーダー育成プログラム」を整備、実施してきた。同教育プログラムは全学部生に開講され、学生自身の専門性を生かしながら、フィールドとして、地域・産業界の課題を学びその解決に向けて取り組む実践的なプログラムであり、平成27年度入学生から「地域志向科目」2単位を卒業要件として必須としており、地域リーダーコース（平成27年度設置）、産業リーダーコース（平成28年度設置）、教育リーダーコース（平成31年度設置）の3コースからなり、学部との連携を図り、専門性を活かした実施体制を整備している。平成30年度末で累計100人の修了生を輩出し、平成30年度末で「ぎふ次世代地域リーダー」の称号を累計52人に授与している。	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-2-1-02_(00) 岐阜大学成績評価に関する申合せ (再掲) 6-3-2-01_(16) シラバス 2019
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01_(16) 履修案内（成績評価の基準）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(16) 平成30年度前期成績分布（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(16) 第8回教養教育推進部門会議議事要旨 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(00) 岐阜大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(16) 履修案内（成績評価） 6-6-4-02_(16) 掲示（成績異議申立） ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-03_(16) 平成30年度前後期・成績異議申立一覧 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） 6-6-4-04_(16) 学生のレポート、答案用紙等に係る個人情報の取扱いについて（通知）

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。
・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文

分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
改善を要する事項	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

針に則した学習成果が得られていること	
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
改善を要する事項	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：応用生物科学研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針
分析項目6－2－2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－3－1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
分析項目6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類
分析項目6－3－4	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－4－1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）

分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）

岐阜大学 領域6（応用生物科学研究科）

授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1） ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2） ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料

岐阜大学 領域6（応用生物科学研究科）

分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準

岐阜大学 領域6（応用生物科学研究科）

分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラパス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料

分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。 ・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

岐阜大学 領域6（応用生物科学研究科）

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(17)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(17)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先などの関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビューなど）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・
改善を要する事項 ・

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：連合獣医学研究科

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針

分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	・明文化された規定類

定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	
分析項目6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・シラバス
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・シラバス
分析項目6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6－4－9	・実施している配慮が確認できる資料

夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。 ・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目 6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目 6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）	
□ 当該基準を満たす	

□ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・
改善を要する事項
・

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(18)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(18)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	・就職先や進学先などの関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビューなど）の概要及びその結果が確認できる資料

習成果が得られていること	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	